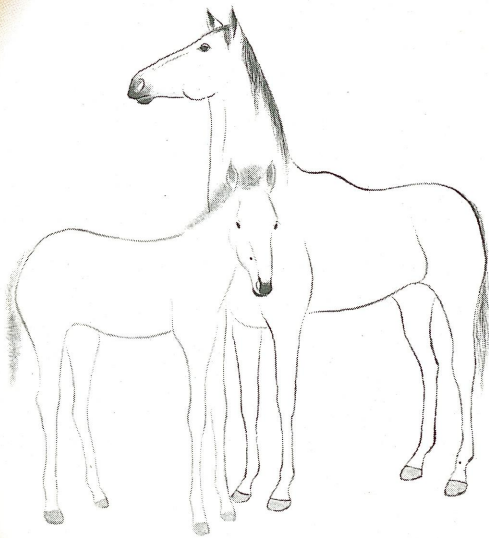


幼児の教育

第八十卷第十号

日本幼稚園協会

家庭・保育所・幼稚園



10

保育の探求

●編者
坂元彦太郎
岡田正章
神澤良輔
河邊吳
林健造
森上史朗



新たな保育を探る 保育の探求

● 編集 坂元彦太郎・岡田正章・神澤良輔・河邊吳・林健造・森上史朗

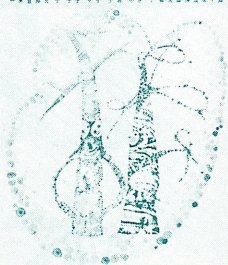
泥まみれの現実のなかに、幼児の豊かな可能性を信じていく——このロマンこそ、生きた教育の原点ではないか。本書は、幼児の実体を直視し、保育の現代化を探る近来の好著です。

A5判・428頁・定価2,000円 円300円

大場牧夫保育対談

幼児教育の本質を求めて

大場牧夫著



大場牧夫保育対談

幼児教育の本質を求めて

●大場牧夫著

保育実践者が保育の本質と重要性をさぐる対談集。幼児をどのような人間に教育するのかという教育目標や、幼児保育は何をどう発展させるかという実践の問題点など、保育の基本的な問題をとりあげて論ずる対談集です。

A5判・240頁・定価1,200円 円250円

私の保育

どこが問題?

本吉圓子・笠間典美



“よい保育”を見直してみよう。

私の保育どこが問題?

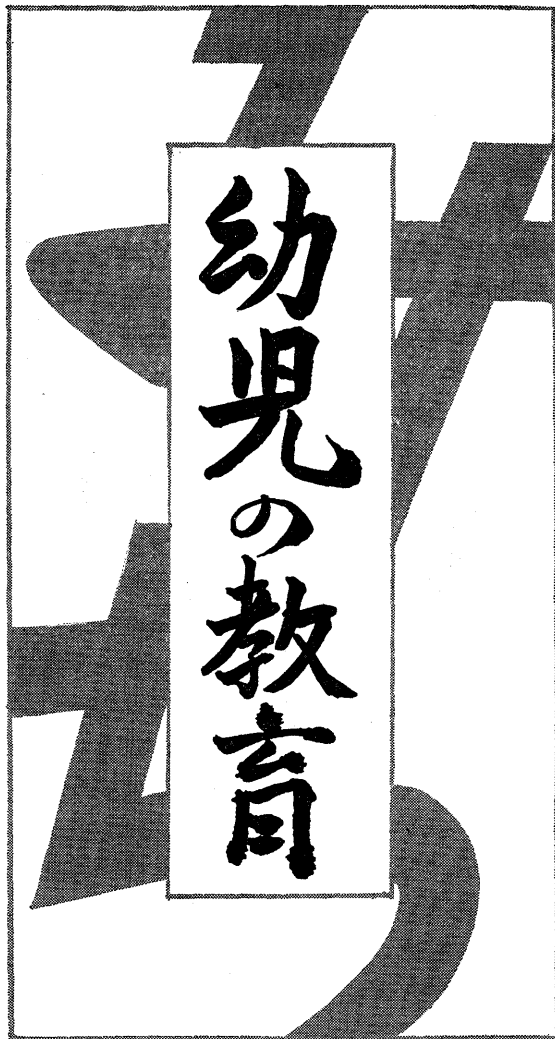
●本吉圓子・笠間典美 共著

今まで「よい」と考えられて来た保育が実は子どもを馬鹿にし、駄目にすると言われたらどうしますか? 保育日誌を通して、その問題点を指摘し、自主的な子どもを育てる保育の具体例を語ります。

B6判・304頁・定価1,200円 円250円

くわしくはフレーベル館代理店・特約店・支社・支店・営業所または本社営業課(03)292-7781(代)にお問い合わせください。

フレーベル館



第八十卷 第十号

幼児の教育目次

——第八十卷 十月号——

© 1981
日本幼稚園協会

秋に想う……………川崎千東(4)

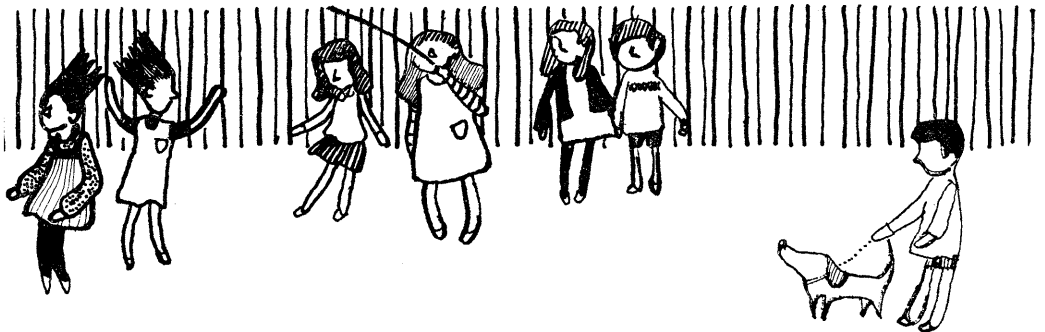
四代の記……………村田修子(7)

老人と子ども……………津守房江(10)

私の幼児教育論……………古沢頼雄(14)

あずさ、その七歳のとき……………小野瑞江(20)

続・保育の中の小さなこと大切なこと ⑩……………守永英子(28)



歴史人口学からみた生と死 十……………鬼頭 宏…(30)

リサイタルを終って……………加古 三枝子…(36)

子どもとの出会いの中で学ぶこと ⑤……………水沼 昭子…(40)

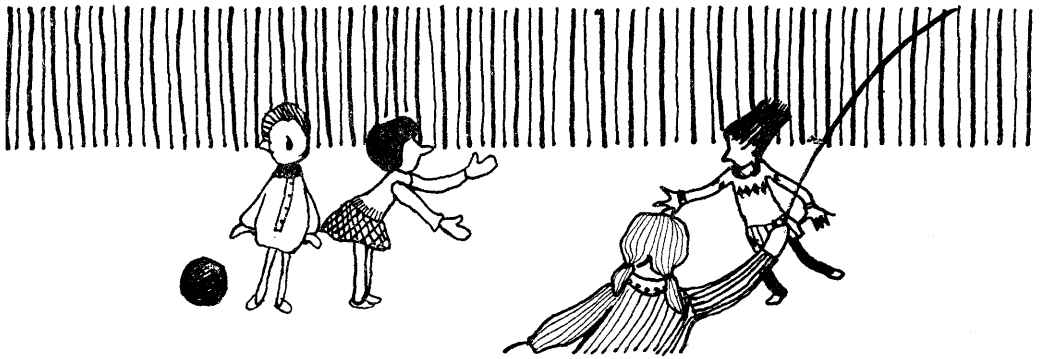
保育の一日 (2) ————存在世界としての保育———津守 真…(42)

『幼児の教育』戦後篇復刻のお知らせ……………(49)

☆講演

家族関係と法的精神……………磯野 誠一…(50)

表紙 紙・中村 宗弘
表紙題字・比田井和子
カット・福田 理恵



秋に想う

川崎千束

この明るさのなかへ

ひとつの素朴な琴をおけば

秋の美しさに耐えかねて

琴はしずかに鳴りいだすだろう

秋になると

果物はなにかにも忘れてしまつて

うっとり実のつてゆくらしい

右の二篇は八木重吉の詩である。

倉橋先生は「秋をあるく」と題して、

秋がさそい出す。子どもをつれてか、子どもにつれられてか。どっちでもいい。というよりも、どっちでもある。さきになり、あとになり、そうして手をつなぐ。さきになり、あとになるというのは、あるき方ばかりではない。(中略)ただ、その秋が、おとなと子どもではちがうことがある。季節をとらえるものは詩であるが、子どもの秋の詩と、おとなの秋の詩と

に、しばしば大きな違いがある。それを、つい取りちがえたら、子どもといっしょに秋をあるいていることにならぬ。

お月見

幼稚園の秋季の計画を立案する会合に付き合つたとき、九月には“お月見を”という案に私は反対意見を述べた。が、無勢で、お月見案に乗切られてしまった。お月見を温存したい方々の意見は、

今頃の母親たちは、心の余裕を持たないから、お月見を行う家庭は稀になってしまった。古来の美しい行事がすたれてゆく傾向だからせめて幼稚園で代行して楽しいお月見を味わわせたい、というのである。

私はお月見そのものに反対するのではない。せめてお月見ぐらいは、家庭で母と子によって行われたいと希うのであって、子どもたちはお団子まるめは大好きであるし、上新粉は手にはいり易く廉価でもある。夕餉を早く片付けて、ゆったりと母と子でお団子まるめをしたら、

どんなに楽しいだろう。それすら臆怯なら胡瓜でも茄子でもよいお供えの形をとって、とにかく親子で仲秋の名月を仰いで、清爽感と団欒感を味わえたら……と考えるからである。

月見の宴というのは、中国から伝来したものであろうと推測される。月夜の美を讃えたものは唐詩に多い。その唐の文化が我国の奈良時代に横来して、最初は、“去年の今夜清涼に待す”のように、貴族文化として根付き、江戸時代に至り、庶民のものになったのではないかと文献からも思考される。結局、大人社会の風流心として伝承されたものであろう。

私は九月の計画案に入れるのなら“縁日”をとりあげたい。夏祭り秋祭り子ども達の心は弾む。縁日のにぎわいは庶民の子どもの心を捉えてはなさないであろう。

『えんにち』（福音館発行）の本がポロポロになるまで、二人の子が好きで好きで。それで一人をおんぶし、一人の手をひいて亀戸の天神様の縁日に行つたら、あの本の通りで子どもたちが帰ろうとしないのです」と、児童学部を出た若い母親の満足げな述懐である。私も曾て若い仲間と手作りの品をバザーで売り、その純益金で綿

あめ機と、たこ焼の道具を購入し、この二つと金魚すくいには本ものを用い、お面だのの玩具類は子どもたちの手作り、年長児の自主による縁日あそびを展開したとき、子どもたちは降園しようとしなくて、子どもも大人も満足した体験がある。

月見は個々の家庭でできる行事であるが、縁日は友だちの人数と協力と知恵とが必要で家庭では代行できないものであろう。

朴の花

朴の花の咲く新緑の候に、東北のM市の幼稚園を訪れる機会があった。好天の日で子どもたちの声が門外にまで溢れ、園庭に出された机上で、三歳児が立ち姿で全身の力をこめて土粘土をこねている。叩いたりぶっつけたり、柔かくなりはじめたらまるめたり棒にのばしたり一時間近くの集中ぶりである。

遊んでいる時は縦割り保育の形態をとり、輪をつない

だ汽車が年少のお客を乗せて、丘を昇降往復している。

固定遊具を少くしこの丘を造築したとのこと。翌日は肌寒い小雨で、数人が折り紙の本を見ながら自学自習をしている。八分板の特製の十脚ほどの仕事机のある部屋では、金槌や鋸の音が高々とひびいている。三歳児は焼手ごろごろと部屋中を先生と一緒にころがっていて、降園のとき先生はひとりひとりを抱いて母親に手渡していられた。

あの大きな朴の葉が時雨にぬれてパサッと音たてて散るときに、あの園の子どもたちはどんな創意のあそびを産み出しているであろうか。朴の花のような甘い香りの心に残る保育ぶりである。



四代の記

村田修子



今でも私の家に残っている一枚の写真、これを不思議な感慨を持って眺めていた小さかったときの自分の姿を思い出すことができる。

それは、ちょんまげこそゆつていないけれども、かみしもをつけた男の人、まげの左右から太いこうがいの出ている髪を結び、裾に綿の入った厚手で、しかも日本刺しゅうのしてある着物きた女の人、そういう姿の三組の夫婦が並んでいるもので、橋の渡り初めの記念写真だという。その式は三代の夫婦の揃っている家の者がするしきたりだとかで、丁度母の家の条件

がそれに当てはまっており、毎日とてもとてもにぎやかであったことを見る度に聞かされた。本当のところ私はそれを見ても何の感激も湧かなかつたし、逆にその茶色く古めかしいものに對して嫌悪感さえ持ったような気がする。

今、自分の周りを見回すと、なんと四代で生活している。最初これに気がついたとき、本当に指を折って数えてみた。そして、「あの写真よりすごい」と思うと同時に、現代の核家族の

多いなか、「自分のところが……」と半ば夢のような気がした。その中で何となく生活してはいるものの、この四代という長さの中では、ものの見方、考え方、はこび方等々、時代によりさまざまな違いがある上、年ごとに変化してゆく身体的なもの、それに附随しての心の動き、これ等が四代の構成員全部が刻々と変るので、身近な者同志であっても矢張り気を配って過さなければならず、それに無頓着であっては決して快く過すことはできないことを感ずる。

私の立場はいつの間にかおばあさんということになっているが(以後私を中心とした呼び方で記す)、母は孫が生れる迄の呼び方で、おばあちゃまと呼ばれ、又ときには、どうしてそうなたたか分らない、「アイヤ」と上の孫がいい出したのをそのままみんな使っている。母を見ていると、こまごまとした手先の仕事を根気よくすることは以前と一向に変わらないけれども、孫とのかかわりの中で例えばイデオン、ピンクパンシャー(下の孫はそういう)を口まねして母が、「イデオ」「ピンクパンサ」等というものなら「イデオン」「ピンク、パン、シャー」と正される。逆に「センカンスイ」(潜水艦)、「スタベッキー」(スパゲッティ)と孫の話に出てくると母は「そうじゃないでしょ」と訂正する。「ああそうか」ですめばいいが、孫の機嫌の悪い

ときなど、「いいの! おばあちゃまはたまつて、そうすると私か娘が「……そんないい方はないのよ」とたしなめる。ということになり、一つのことでは中かがやがや、わいわいとなり、どつちかがいい気持になれば、どちらかが引込まなければならぬ、という状態がしばしばある。

孫たちは母とお風呂に入ろうとしない。勿論体力的に無理なことなので吾々もそうさせようとはしないけれども、私が「渡り初め」の古い写真を見て嫌悪感を持ったのと共通するものがあるように思われる。お風呂から出たときでも、母が手助けをしようとする、二人は辞退、というより拒否する。手のがさがさした感じとか皮膚の感じがそういう態度をとらせるのではないか、と思わせる対応の仕方をする。けれど夜「水を飲みたい」とか、「自分だけ何かしてもらいたい」、というようなときは、「アーヤ、お水ちょうだい」等とくつついて回って目的を果す。小さくてもちゃんとその対応の仕方を心得ているのには顔を見合わせてしまう。

孫が勝手なことを言っているときに、母があっさりとしりぞいたり、要求を入れてやることを大変にうまくやっている。私

は仕事上孫の話をよく聞いてやったり、話し相手、遊び相手になつてやるのでいつもくつつかれてはいるけれども、これから先、孫たちが大きくなって、むずかしい時期になったときなど母のような対応の仕方ができるかどうか疑問に思っている。

もう一つ、次のような場合の心使いが大切なのではないかしらという気がする。

母にとって小さい子どもは可愛いには違いないが、自分が動くことで精一杯であったり、孫の動く様子を見てみるとあぶなくて仕方がないのでよく文句を言つたりしている。そうすると孫たちから思わぬ反応があるので、「さっきこんなことを言った」等と私や娘に聞かせたり愚痴をいうことがある。そのとき「彼はこうなるだろうと思つてやってみただけ、そうならなかったから怒つたのでしょ」とか「前に私たちがこういう話をしていたから、自分もそうしようとしてやってみたんですよ。仲々積極的でえらいじゃないの」といったようにその理由や因果関係を解説したり、子どもの成長には当り前のことだということを理解してもらふようにもつてゆくと「そうね」とその中間にいた者に同調する態度をとつてくれるのであとに残るものが少ないような気がする。

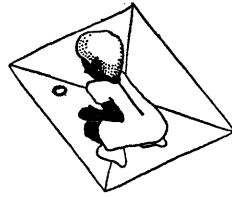
このことは、老人福祉などの関係で、お年寄りの仕事をなさる多くの方たちにも、何かの役に立つのではないかという気がする。

お年寄りの話を聞いて上げることも勿論大切なことであるけれども接触する世界が少なくなつていて、自分の考えに固執することの多い人たちは、特にいろいろな立場の話とか、そのよつてくるところのわけなどを他人が聞かせて上げると、案外分つてくれるものである。

また普段家に居ることの少い男性陣に対しても、何かあつたとき、毎日の流れと異なる成り行きになつて、子どもに混乱を与えることにならないように、娘が先ずそれを受けて処置するよりに仕向けてしまふ。そういうおばあちゃんたる私は、この四代の中にいて、四季でいえば「秋」という存在でそれぞれを眺めている。そして一代目と四代目の様々な違いに、ときの移り変りを感じながら、「春」たる孫たちの細胞の新しき、すばらしさに驚異の眼を見張っている現在である。

(お茶の水女子大学附属幼稚園)

老人と子ども



津守房江

秋は微妙に移り変わる。まだ夏のほてりの残っているような秋から、澄んださわやかな秋へ、そして寒さの迫ってくる冬の近い秋へと変化する。老いの日々を「人生の秋」と呼ぶ時、ここにも季節と同様の変化があることを、人々は気付いているのであろう。

祖父の家の庭の一隅にある小さな我が家に、子どもたちが次々に誕生したのは、祖父の「人生の秋」もなかばのことだった。幼い子どもと祖父とのやりとりは、穏やかで、澄んでいて、その中に何とも言えないおかしさがあった。

「ジージ、オツム テンテン」

一歳を過ぎたA子と私が、庭に出ると、祖父に出会う。A子は杏の花びらを拾って、祖父に差し出す。「ジージ（祖父のこと）ドージョ」長身の祖父は、ひざを折り、腰をかかめて「ハイ、アリカトウ」と丁寧を受け取る。一心に差し出していたA子の目の前に、祖父の毛の少い頭が近づいて来て、それに興味をひかれたA子は「ジージ オツム テンテン」と手を伸ばす。祖父「ハイ、ドージョ」と、更に頭を下げ、A子に届くようにする。何回も繰り返し、「オツム テンテン」と言っ

ピチャピチャ叩く間、祖父は長いことじつと頭を差し出している。A子が満足して次に移ると、祖父も立ち上り、やや紅潮した顔で、また散歩を続けられる。

柔らかな光の中で、ここだけゆったりと、時が流れるような光景である。祖父は幼い者の望むように自分の頭を差し出し、そのことを楽しんでゐる。「オツム テンテン」が出来たから、次はチヨチチヨチ アワワも出来るだろう、などとは考えもしない。その次を急ぐのは、若い母親の熱い想いであるが、幼い者には迷惑な時もある。自分の存在を、その時まで楽しんで、喜んでくれる人に、幼い者は安らかに心を寄せ

る。A子は精一杯手を伸ばし、かくんと頭をのけぞるようになって、祖父の頭を叩いていた。その仕草は、愛らしくもあつたが、また子どもはあんなに仰ぎ見るようにするのだな、と感じたことである。働き盛りの者は、前ごごみに、せかせかと動く。熱心に仰ぎ見ることはない自分は、幼い者のように高みに憧れる気持も少ないのではないかと思つた。

「ジージ、焼きいも屋さんになれるよ」

祖父の古い家では、長い間薪ストーブを愛用していた。薪を

たきつけるのは、祖父の好きな仕事だつた。その合間にさつまいもを何本か入れて、熱い灰で焼きいもを作る。取り出して食べる祖父のそばで、子どもたちもお相伴をするが、そのおもしろなこと。「ジージ、焼きいも屋さんだつたの？」と尋ねる。「イヤ」という答に、「ジージ、焼きいも屋さんになれるよ」という。

これは子どもの最大の賛辞なのであろう。子どもの目には、祖父は散歩しているか、聖書を読んでいるか、子どもたちの騒音の中で居眠りをしているかのいずれかであつたから、ジージにこんなことが出来るなんて、という励ましをこめた言葉だと思ふ。

人の役に立つことは勿論大切なことだけれど、老いて人の世話を受けるようになった時、穏やかに、親切に受けられることは、もっと大切なことである。後年祖父にとって冬の季節が来た時、青年となつたこの子どもたちは、その静かで、穏やかな姿を「何て見事なんだろう」と心から言つた。

「ジージがトランプに勝つわけ」

夏休み、冬休みには、子どもたちは、よく祖父の家に集つて、トランプやカルタをした。祖母がトランプが強くて、好き

なこともあって、同じ庭続きに住むいとこたちも来て、ゲームは白熱した。祖父は勝負事には興味がないが、カルタの読み手にされたり、人数の都合で、無理に入れられたりした。祖母は、小さい子どもがビリにならないように、しまいには上手に自分が負けるように気を配っていた。しかし、祖父はそんな器用なこととは出来ない。無頓着にカードを出すので、偶然に小さい子を負けしそうになったりする。すると祖母が、つついて一生懸命知らせようとしますが、祖父には何のことか通じない。仕方なく祖母は、「この札は出しちゃだめですよ、こっちなさかい」と指示する。小学生になった子どもたちは、「ジージ、かわいそう」と同情する。祖母は一番の人には賞品をミカン一個、次の人はキャンデー、そしてビリの人には上等のチョコレート、というように賞品を出してくれる。つまり、ビリの人の方が、いくらかよいものが用意されているのである。こんな祖母の気働きの中で、祖父が何事につけても、その理想を生きたことを、後になって子どもたちは分ってきた。

或る日、トランプの神経衰弱をした時、終り近くに祖父が、残りの札を全部あけて、勝ってしまった。その時子どもたちは感心して、その中の一人はこう言った。「ジージが神経衰弱に勝つわけが分った。勝とうなんて全然思わないからだ！」これ

は大きな発見だったようである。

「犬も死んだら天国に行くの？」

祖父の愛犬クリが死んだ。もし犬に知能指数というものがつけられるなら、この犬は極く低いIQだったと思う。しかし、伸びやかに庭中を遊び暮した犬は、なんとも愛すべき存在だった。朝、庭先で美しい姿でぼったりと眠るように死んでいた。

この日、祖父に幼い子どもが尋ねた。「犬も死んだら天国に行くの？」祖父は「聖書を持っておいで」といって、開いて一人で読んでいる。「ねえ、犬も天国に行くの？ 何て書いてあるの？」と重ねて言われて、やっと気付いたように、「ああ、そう」と答える。そして旧約聖書の一章を、声を出して読み出される。天地創造の記事が書かれている部分で、特に子どもの質問に関係があるわけではない。しかし子どもは神妙に聞いている。ポソポソと読む祖父と、幼い子どもと二人を、私は不思議な思いで見ている。

老人と子どもとの間にある不思議な共感と、調和とは何なのだろうか。それは、役に立つとか、気が合うとかいうようなことでは勿論ない。互にその存在を心から喜んでいることであるが、それなら老人と子どもとの間だけでなく、親しい者同志に

も同じことがいえるから、それだけでもないように思う。存在の自然な在り方が似ているからであろうかと思う。早春と晩秋とが似ているように。日の出の時と、日没の時とが似ているように。天国から来たばかりの者と、天国へ帰ろうとしているものとが似ていて、その共感なのであろうかと思う。

たしかに、どんな老人でも、身近にある時は、その枯れていない部分を見せられることがある。また、子どももヤンチャをぶつけてくる。どちらもその相手は、働き盛りの中間の世代へ向けられている。この世代の持つ忙しい雰囲気や、活力がそれらを引き出しているとも言える。しかし、老人と子どもは、互に共通の美しい、好ましい部分を引き出し合うことが出来るのだらう。

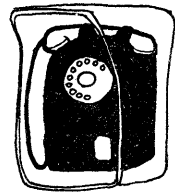
一本の樹の終焉

或る夏の日、子どもたちとおやつを食べていると、急にサラサラと音がして、家の前の樺の葉が散っている。まだ秋ではないのにと、いぶかりながら庭に出てみると、祖父の門のわきの樺を、あわただしく葉が散っている。子どもたちは、はしゃいで落ち葉で遊んだが、後になって、光化学スモッグということを教えられた。暑い日に葉を落した樺は、けなげにも、もう一

度芽ぶき、もう一度葉を落した。その後、子どもたちが「すごいものが落ちてる」と呼びに来た。一メートルもの長さで、樺の樹皮ははがれ落ちていた。樺の樹皮は普段の年にも少しずつ、新しいのが出来て、古いのは、はがれ落ちる。しかしこんなに沢山、なめらかな生の木の肌を出して落ちたことは初めてである。嵐の日には、大枝がごっそり落ちて来たりもした。樺の樹に何か崩れが近づいていることは、もう疑いようもなかった。道に大枝が張り出しているので、事故でもあっては、と祖母が気を揉むが、出入りの植木屋さんは年取っていて、とてもこの大木を切れないと言う。そんな時、或る植木屋さんから樺を切るから、代りに幹を下さいという申し出があつて、それを受けることになった。チェーンや機械が持ちこまれ、ものものしい様子で、大勢の見知らぬ人たちによって樺は切られ横たわった。子どもたちは、もう近寄ろうとはしなかった。毎日その下で遊び、その下を通って学校にも通った樺が枯れる日思ったことはなかったが、その日が来たのである。その後、樺には及ばないが、榎カキやくるみの実生シロコが大きく枝を張ってきた。

祖父の死を迎え、幼かった子どもたちは、若木のような青年になつてきた。

私の幼児教育論



古沢 頼雄

引き受けてからさて書き出す段になって、私は次のようなことでやや戸惑いを感じた。

その一つは、私自身は大学人として学生の教育について、いろいろと自分なりの試みを繰り返しているのが、改めて幼児教育論として取り上げようとすると、自分が日常考えていることと表題の内容とが分化したものとなって行かないということである。

その意味では、これから述べていくことは、必ずしも幼児教育に焦点のあった内容とはなっていないかもしれない。

もう一つは、教育論という表現についてである。私はここで理路整然と幼児教育のあり方について論ずるよりもむしろ、やや散

文的ではあるが、いつも私自身が大事にしようとしていること、そして、学生達に伝えようとしていることを、思いつくままに書くことによって私の考え方を受けとっていただきたいと考えている。

教育の対象がどのような年齢であるにせよ、その営みは、教育をする側と受ける側との人間関係において展開される。このことは、相手がどんなに幼い子どもとの関係においてもいつも当嵌ることで、そこでは、お互いに影響を与え合っていると見ることが出来る。

われわれは、おとな同志の関係ならば、このことを実感することがあるにしても、おとな・子ども関係にあってはともすると、子どもから受けている影響を見過してしまいがちである。この場合に、「影響」というのはあく迄も、相手の存在や相手の関りによって自分の心におこる変化と考えておくことが出来る。

例えば、落つきがないことが目立つ子どもに出会うと他の子どもの場合よりも自分の心にいらいらしたり、気になったり、或いは、避けたい気持が知らず知らずのうちに起こっているおとながいるとしよう。このおとなは自分の心におこる変化に着目するよりも寧ろ相手の落つきなきをその子どもの実態と見做していくであらう。そして、子どもに触れることが自分の心に不快な気持を起せば起こす程、相手に対する振舞いや働きかけを疎遠なものにしていくと言えよう。

子どもしてみると、自分に真正面を向いて関ってくれないおとなを感じ、おとなの気持を自分に向けてもらうために懸命に自分を表現していくわけであるが、その表現は多くの場合、そのおとなにとって落つきがないと受取れるような行動を用いていくことになる。そして、結果的には、おとなが相手を落つきない子どもとして確信するような悪循環が次々に続いていくと考えることが出来る。

すなわち、子どもの姿がもともと自分にとって苦手なものであればある程、その子どもを避け、手に負えない子どもというレッテルを貼ってしまうことに繋がることがあり得るということである。

ここで、おとなが取上げる必要のあることは、そのような子どもの姿ではなくて、相手に触れて自分に知らず知らず起こってくる気持の動き、延いては、それによって、限られた姿にしか相手を見ることが出来なくなっている自分の心の動きにあるといえるであらう。

教育の場におけるおとな・子ども関係は、ともすると両者を首尾一貫教育をする者と受ける者として固定化してしまい、教育をする者自身の心におこる変化―相手からの影響を―見逃してしまっていないであらうか。

先の例で、もしも、おとなが子どもについての自分の見方―見え方―を取上げてみるならば、おとなは自分の子どもへの関り方を工夫してみる道を開いていくことに繋いでいくであらう。そうすることは、相手を一つの姿に決めてかかるのではなくて、お互いの関係それ自体を変えて見ようとする試みに発展していくと言いうことが出来る。

このような見方から私なりに表現するならば、教育とは、自分

を変へることによつて、相手に齎らす変化と言いかえることが出来るよう。

そこで、教育をする側に必要なことは、自己への問いかけという問題ではないかと考える。

われわれは、自分の心の動きについて十分に分かつているようであるが決してそうではない。寧ろ、自分の心の動きでありながら、ついそうなつてしまつてゐることに数多く出会う。それは、自分でも気づかない心に振り廻されてゐると言つても過言ではないであらう。このような心の動きは、すべてが理性によつて成立つてゐると見られる場においても知らず知らずのうち自分の行動を支配している。

とくに、自分には予想も出来なかつた事態に出会つたり、自分のもつてゐる枠組と著しく違つた事態に出会つた時、さらには、不快感を起させるような事柄を眼にした時などに気づかない心は活潑に動き出す。そして、それは、いつも自分自身の動揺が長引かず、いまままで同じ様に居られるような方向へと自分を守らうとする営みをしていく。

具体的に言へば、キツネが予期に反して、葡萄を取れなかつた

時に、意外にも葡萄に手が届かなかつたという自分の限界に眼を向けるよりは寧ろ、葡萄は取る必要もない程に不味いものとしてしまふような形をとつて表われていく。

そして、このような心の動きは、各自において、"ともすればそうなつてしまふ"という可成り一貫した心の動きとなつてゐるようによつて考えられる。であるから、私がここで自己への問いかけと表現していることは、教育をする側ひとりひとりが自分のもつてゐるいわば固有な気づきにくい心の動きを発見することにある。

このことは、同時に、教育の場において、常に相手を自分よがりの意味づけによつてではなく、相手その人として見ることが出来る自分を育てていくことに繋がるであらう。

教育を相互に影響し合う人間関係において捉え、その中で教育をする側が影響を受けてゐる自分に気づくことを敢えて取り上げているのは、そこに潜む問題が教育の目標に関することと考えるからである。

教育によつて相手に実現していくことは、本人が現実において出會つてゐる事象をいかにそのものとしてありのままに捉えることが出来るようになる事にあると言へるであらう。言い換へるな

らば、事象の内容が、個々人の経験であれ、社会的な現象であれ、自然的な現象であれ、より正確に把握することからすべては出発すると見ることが出来る。

ところが、このような態度は、教育をする側のものの見方の実現と相俟って受ける側に伝えられるものと考えることが出来るが、現実には、おとな自身が物事を不正確に把握することを助長している方が多い。そして、このようなおとなの動きの背後におとな自身の気づかない心の動きがあると見ることが出来る。

例えば、ある日、電車の中で次のようなことに出会った。

椅子に登って窓から外を見たがっている子どもを小綺麗な母親が一生懸命止めようとしているのであったが、言うことを聞かない子どもにも困った母親は、たまたま車中を歩いて来た車掌に子どもの注意を惹かせ、"ほら、そんなに言うことを聞かないでいるから車掌さんが叱りに来るのよ"と言った。母親のこの一言で子どもは椅子におとなしく腰かけ、母親もほっと安心したように見受けられた。

けれども、母親のこのような応じ方によって、この時、子どもには車掌は母親の言うことを聞き入れないでいると自分を叱ることもする人という認識が一次的にせよ成立し、現実の車掌の姿をおとなからの意味づけを通してしか見ることが出来なくなったの

ではないであろうか。

もともと、母親は、すぐ降りるので子どもに我慢させたいという意識であったようであったが、自分自身に困ったと思う気持ちが強くなるにつれて、なんとかしなければという気持ちに動かされ、前述のような合理化に及んだわけで、子どもに伝えるべきことは、飽までもその理由であったにも拘らず、それがいつしか自分にも正確に認められなくなってしまったところにすべての原因があつたと見ることが出来るであろう。

ところで、エリクソン (Erikson, H.) の指摘にもあるように、人間は幼なれば幼い程、自分が信頼するに足る人々によって心から支えられていることが基本的に重要なことである。このことは、同時にもう一つの意味を含んでいると考えられる。それは、自分が生きていくに足る人間として信頼されているという感覚である。この感覚は他者に対する信頼感と表裏一体のものであると同時に、自分の存在についての確実感を抱くのに欠くことの出来ない捉え方であると言える。

エリクソンは、このような自分と他者との把握の仕方を人生の最初の一年間における一つの課題として位置づけているわけであ

るが、次の世代にある子ども達についていつもおとなが心掛けておかなければならない問題ではないかと考える。

表現を変えてみるならば、ひとりひとりの子どもが自分を取り巻くおとな達によって、心から喜ばれて見守られているか否かは、子どもがおとなに対して、自分を肯定してくれている相手と見ることが出来、それによって自分は肯定されるに足りる存在であるという生への喜びを感じられることに繋がるかを左右していくと見ることが出来る。

教育をする側が受ける側ひとりひとりにこのような感覚を実現するように努めることは教育の場における基本的な姿勢であると考えるであろう。

教育の営みは教育を受ける側に見える前向きな成果を生み出すことによって正当化される。このこと自体はどのような場合にも一応通用するとしても、であるからといって教育をする側の視点がいつもこの目標意識を追い続けることが最も有効な方向であるとは言い切れない。このことは、教育の場にあつてどのような取り組みを実行するかに関連する。

近頃、大学の授業において、学生の出席率はとても良いが、質

問や意見がさっぱり出ないということがよく言われる。そして、教師は機会あるごとに質問や意見を出すように促し、時にはおとなしい学生の姿を批判し、昔はこうではなかったと慨嘆する。

ところが、このような見方には大きな見過しがあると言え。それは、何よりも質問や意見の出ない学生達の居る状況に自分も関わっていると、いう事実を無視して、学生達の実態と片付けてしまふ点にあると言え。

つまり、質問や意見を出さない学生にもっと積極的になれと要求するだけではなくて、如何にしたら質問や意見が出るような学生ひとりひとりの心と状況全体の雰囲気を作ることが出来るかを教師自身の創意によって、さらには、そこにいる全員の問題として考えていくことの必要性に着目する事にあるであろう。

先に述べたこととの関連において表現するならば、自分自身が経験している事柄には、自分も参加していると見ることにある。

私の一つの経験を通して言えば、ある時、私が講義したことに對して質問が出るまで次の講義に進まないということまで二時限、約二〇〇分間待ち続けていたことがあったが、この途上において私自身が焦れば焦る程、黙して語らない学生達の姿に對して文句を言いたい気持が強くなり、質問が出るという結果がすぐにでも表われることに執着していく自分を感したことがあった。そこで

は、学生をどうしても肯定的に見ることが出来ず、けなし、思うような結果が得られないのはすべて相手の所為であるという発想に終始してしまいそうな自分があったといえる。

けれども、見てとれる学生の姿としては押黙ったものであったとしても、それは決して心の動きまでも止めているのではなくて、一生懸命発言しようと考えているにせよ、誰かが言うであらうと他人まかせになっているにせよ、兎に角この場を受けとめて其処に關っている内界をもった学生の姿としてより肯定的に見ることが出来るようになった時に、自分自身も余裕をもって、自分の講義について疑問が出るのはどんなところであろうと振り返りつつも、その場の一員としての自分を感じているのに出会った。ここで私自身が得たことは、われわれが目標をもってしている時に、それにより近い道を選ぶことが目標に近づく方法とは限らず、寧ろ、いま出会っている事態にいかに誠実に、真剣に自分を關らせていくかがより適切な選択が出来る方向であって、そのことの積み重ねによって目標に一步一步近づくことが可能になるものと考えている。

最後に述べることもこれまでのことと関連することであるが、

われわれが触れる相手は幼なければ幼い程、より長い人生をもっているのであって、そのうちの一時期にわれわれは關っているに過ぎない。そのことが却ってその限られた時期のその人にしか眼を向けなくさせている。

幼児教育に焦ってこの考えを当てはめてみるならば、幼児期にあつて個人についての教育として考える時、われわれが触れる幼児がどのように現在を生きていくことが児童・青年・成人という人生を歩むために必要であるかという視点を失いがちになるのではないであろうか。

勿論、人間は幼児期以後どのような体験をするかによって彼らの人生の歩み方も変わってくるであろう。その意味で、幼児期からすぐに彼らの将来を予測しつくすことは出来ない。そのことが一層接する大人の時間的視点を狭くさせ、子どもに眼にみえる発達をよび起こそうと性急にさせるのではないであろうか。

いわゆる永い眼で見るといふことは、何もしないことを表わしているのではない。そこでは、小さなおとなを作り上げることに精力を使う観点よりも寧ろ、子どもにあらわれる一つの心の動きをも見逃すことのない、見守る視点をおとなに呼び覚ますことに繋がるといえるであろう。

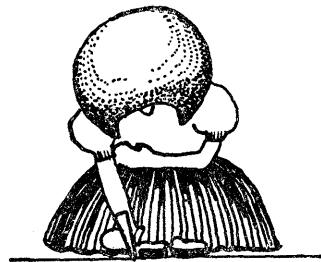
(神戸大学)

あずさ、その七歳のとき……

三歳前後の第一反抗期と思春期の第二反抗期との間に、とくに七―八歳頃にあらわれる中間反抗期ともいえる時期があるといわれる。⁽¹⁾それは知的言語の発達とともに生ずる「口答え」の反抗が主となる。

Aは小学校一年の三学期、丁度七歳になって間もなく、いままにたく不機嫌でイライラした日を過ごしていた。あらゆることに「口答え」をする。たとえば、父親が見ているテレビの前で歌を歌っていて注意されると「ママだって歌っているのに！」という（実は台所で家事をしていた私も歌っていたが、それは離れているため、テレビの邪魔にはならない程度であった）。Aの言うことにも一理あるが、父親はそこは説明せずに、「テレビのすぐ

小野 瑞江



前で歌っているAがうるさい！」と返す。すると「パパだって前に邪魔したでしょ」とプーと風船のようにふくれて、父親をうらめしげに睨んで涙である。又、ピアノの先生に弾き方で注意をうけて、神妙にうけたまわっていて欲しい時に、「フン」といわんばかりの顔で注意が終わらないうちからでも弾き直す。その姿は「うるさい文句やめて！」と反抗しているかのようで、先生をイライラさす。

このように、この期の子どもは大人への「口答え」から、果てはそれが親へのひどい悪口雑言ともなり、大人にとって非常に扱いにくい状況が出現する。しかも親が子どもの状況に無理解であったり、少しでも感情を無視するようなことがあると、反抗の度

合いはレベルアップする。

しかしこれらの反抗現象から、子どもの内部で何かが分裂している証が読みとれることがある。あるいは、何かとても強い不統合感を持っていることから生じていることがわかる。そうであるとしたら、分裂しているものをやがて統合しようとする心の力が働いてくるはずであり、そのプロセスを偶然にも私は、子どもとともに経験しえたように思える。

Aはある時、お風呂で私と身体を洗い合った後、湯槽の中に入って心の中の葛藤の一端を語った。(岡山方言のまま記す)

Aの心の中には悪魔がいるんじゃ

でも、それは二面相なんじゃ

——悪魔になったり、やさしくなったりするから

いじわるいったり、怒ったり、「死んじまえ！」という時が

悪い悪魔

目尻がニコツとぎがって、やさしくなる時は、

やさしい悪魔

(「いじわる言ったり、怒ったりする時でもよく見たら、優しい悪魔もいて、『いけんよ!』と喋ってくれるんじやない?」とたずねた母親に)

そうじゃ、

ほんとうは、この悪魔はものすごく恐ろしいんじや、

でもやさしい悪魔が

「いけんよ!」と命令してくれる。

すると、口がおさえてくれるんじや、

してね

悪魔は心の中だけになって

外へ出られなくなる。

Aが「ブスッ」としたり、

「ブン」としている時は

そういう時なんじや

自分の心の中に二つの人格が存在していると自覚することは、

子どものみならず、大人にとっても恐ろしいことではないだろう

か。中学生の頃『ジークル博士とハイド氏』を恐怖をもって、ふ

るえて読んだ経験があるが、私は今だにその時抱いたうす気味悪

い感じから抜け出れないでいる。しかもその二つの人格が意識の

統制にも拘らず、いつ出現してくるかわからない状態にあるとし

たら、また、良い方が悪い方に駆逐されるかもしれないという恐

れが生じたら、きつと不安におののかずにはいられないだろう。

Aはその心の不安を「いい虫」と「わるい虫」の闘いと表現する。

私の頭の中には、「悪い虫」と「いい虫」がいる。

「悪い虫」は、一日に一〇匹ほどふえるけど、

「いい虫」は、一年に二―三匹しか生まれない。

だから

どうしても「悪い虫」に負けてしまう。

そして口もふわふわと悪者に味方する、

口はいい方に味方しなくちゃいけないのに。

頭の中へ「悪い虫」がいっぱいたまる

悪口をいう

あばれる

だから口も「いい虫」じゃなく

わるい虫に味方する

Aの眼がキッと細くなり、睨みつけるような不敵な眼つきになった時は、きつと悪い虫が生まれる時だったのだ。それが何なのかわからない時、私はそんな彼女の顔を見て不安にさえなった。反対に「いい虫」が生まれた時のAの顔は、心から晴れ晴れとしたやさしい表情になる。しかしそのような表情になる時はまれである。「悪い虫」はAの無意識ともいえる領域の人格化であり、それはまだ数も多いし強力でエネルギーを持っていることがわか

る。それ故、口も「いい方」に味方せずに、「悪い方」になってしまうのだ。しかも「悪い方」は抑えようとする程に意識の領域の「いい方」をおかそうとせまってくるのではないだろうか。

このころ日常生活の中では、いわゆる大人の要求する「いい子」たろうと非常な努力をしているAの姿があった。その努力の結晶が、一年に二―三匹という、数は少ないが、「いい虫」の誕生をもたらしたのであるか。しかし二―三匹ではあるが、新しく生まれた「いい虫」は、今迄の虫とは全く違うはずである。なぜなら、それは周囲の大人から与えられたものではなく、彼女自身か内的な戦いの中から生み出したものであったから。

Aは幼稚園の頃からこのような、プラスとマイナスともいえる人格の両面性、または多面性に気付いてそれに敏感に反応することが多かった。たとえば担任の先生に描いた絵を持っていくと、先生は「こんなんいけん」という顔と「もうちょっと」という顔、それから「上手、上手」「よくやった」といういろいろな顔をするという。それを「ひとりの人の中に大勢の人がいる」と表現した。そしてA自身の中にもいろんな心があることを不思議に感じたであろう。とくに様々な心のなかでも、相対立する感情の存在に気づいて、それに悩まされたAがいる。母は好きなのに大嫌いでもあること。引越したお友達の家へ遊びに行きたいけれ

ど、新しいお家にいる友達がうらやましくてイヤ、とかである。このアンビバレントな感情は、今でも続いているようである。ポートピアには行きたい気持もあるし、行きたくない気持もある。それ故彼女は一つのことを決めるのに、とても時間がかかる。いつも「どうしよう」と迷い決断がむづかしい。

それでも幼稚園時代までは、まだ周囲の強制から比較的自由でありえたので、アンビバレントな感情や、自分の中の二つの人格に直面して決断をせまられることも少なくてすんだ。ところが小学校へ入学すると、どちらかに決断したり、どちらかの自己に同一化せざるをえない状況がふえる。入学後しばらくは張り切っているので、学校から帰って規則通りに宿題をし、日課のピアノの練習も終え、大人のいうように夕方は時間までに帰ってくる。ところが慣れてくるに従って大人が良いということ、そして自分も望ましいと思うことができなくなることもしばしば生ずる。勉強の最中に友だちが来れば一緒に遊びたい。時にはピアノの練習もさぼってしまう。その結果は、学校で先生に宿題を忘れたことを注意され、週一回のピアノの先生には、やり直しを命ぜられる。また母親には、もっと早く帰って手伝って、といわれる。頑張ろうとは思っているのに、怠けたい心もムラムラ湧いて、それに従うと後に必ずづけがまわってくる。そんな自分が情なくも、腹立

たしくもあり、「私は悪い子」と悪い人格の方に同一化して長い間苦しんだ。私はそれに対してなすすべもなく、思わず同情の言葉をもらしてしまおう。「でもそんなAでも、ママの子にはちがいないし、とても大事に思っているよ」と反応したことがある。するといかに自分が「悪い子」か、思いつく限りの例をあげて反論するのである。

大人が「良い」ということに単純に従っていた時期から、今彼女の中で何かが崩れ、変わろうとしている。自分の眼で、耳で、判断し、自分の足で立ちあがらねばならない時が到来しているようであった。適応には、自己を含む他者や、社会を受け入れ従う外的ともいえる部分と、自己の個性を確立し、自発的、創造的に機能する内的適応の両面があると考えられる。⁽²⁾今まさに彼女は後者の営みへの第一歩を踏み出すための内的闘いを体験しつつあった。このような闘いの混乱期には、前者の、外的適応ともいえる機能は、どうしても困難にならざるをえない。Aが周囲の出来事にことごとく文句をつけ、反抗し、決して素直であることができなかったのは、このような闘いの最中であつたからであろう。

Aが苦しみの渦中にある時、その反抗の妻に私はAの姿と「トルーデさん」に出てくる女の子の姿とが重なって見えることがしばしばあつた。Aがこの苦しみをのり越えることができな

つたら、何かにのみ込まれてしまうのでは、という恐怖となり、それが私の不安をますます駆りたてた。

日中は鼻っばしらが強く反抗する彼女も、夜にはしおらしくなる。毎夜悪い夢を見てうなされ、一人では眠れなくなり、度々私のお布団の中に入って来る。小学校も二年生を前にして、とうとう自分の部屋を引揚げ、母親と一緒の部屋で寝ることになった。

二年生になってもしばらく、まだ「悪い虫」の方が「良い虫」に勝っていたようである。ところがある日、悪魔の総元締ともいえる大王が負け、「よい天子様」が生まれたのである。

不機嫌にピアノをたたきつけるように弾いていたAが、しばらくしてやさしく弾きます。そこで私が「はじめはこわいような音だったけど、やさしいピアノの音を聴くと気がいいわ!」という、ニユッとしてれくさそうな顔でいう。

あのね、悪い大王様が負けたんじや、

そして

やさしい 天子様の子どもが 今 生まれたの

天子様の誕生とともに、やがてAは自分の部屋でひとり寝れるようになっていく。そしてとうとう新しい彼女の誕生の時がやってくる。しかしその前には死の体験をしなければならなかつ

た。新たな生の獲得のためには旧い生が殺されねばならない。

四月、学校が始まって桜の花も散りはじめた頃、Aは「こわい夢を見た」といって私の布団の中へもぐって来た。その夢は、

「女の子が病気になったの、ものすごい高熱で、体温計がこわれしてしまう。医者もびっくりする。女の子は、口から蛇のようなゲボを吐いて死んでしまう。お父さんも、お母さんも、気味悪くしてお墓まいりに来れない」というものであった。私は何のためらいもなく「ああ、それはもしかしたら新しいAが生まれたのかもね」と当然の出来事のように言えた。というのも、Aが私の布団に入ってくる前、私は丁度子どもが二人生まれる夢を見ていたからである。Aにきょうだいができて、Aもやっとお姉さんになれるナ、と思っていた瞬間であった。私における夢と、Aの中の夢との劇的ともいえる程の出来事の一致に、私は驚きを禁じえなかった。ユングは実己実現の重要な時において、しばしば不思議な現象に出会いますが、このように「意味のある偶然の一致」を共時性の原理で説明している。⁽³⁾ しかももっと驚いたことには、私における二人の子どもの誕生の夢が（ひとりとは私自身であり、もうひとはAであると考えられる）、Aにおいては「死と再生」の体験として象徴的に生じたのではないだろうか、ということである。

河合隼雄は「死は挫折であり消滅であり、否定的な面を持つこと

はもちろんであるが、再生へとつながってゆく限りにおいて肯定的な面ももっている」と述べている。

はたして、Aは夢の中で象徴的な「死」を体験した日、何か内的な力にひかれるかのように「再生」のお話を現実に表示した。

それが「ゆっくりくまさん」のお話と絵である。このお話のモチーフは二〜三週間前から少しずつ生まれていたらしく、機嫌の良い時「ゆっくりくまさん」の歌をよく歌っていた。それが今、時をえたのだ。次に全文を示したい。

ゆっくりくまさん

その① 大ごうずいとすみれのまき

ゆっくりくまさんは、目をさました。

さむい冬がすぎてもう春です。

「ウーン ムニャムニャ。」

森のどうぶつたちは、もう、みんなおきていました。

でもゆっくりくまさんは、

ゆっくりゆっくり立ちあがって、

ゆっくりゆっくりおきてきました。

すると すみれの花がさいていました。

ゆっくりくまさんは

すみれの花など、見たことがないので

なにかわかりませんでした。

ゆっくりくまさんは

すみれのことを、

「小さなちようちよが、みどりのロープでしばられているのだな」と思いました。

ゆっくりくまさんは、

ちようちようをたすけてあげようと思いました。

ゆっくりくまさんは、

すみれを上からぬきとってしまったのです。

すみれの花は「いたい。いたい。」となっていました。

お天とさまがなきたすと

大ごうずいになりました。

さあ、たいへんです。

ゆっくりくまさんの大切ないえながされてしまえそう。

でも、がんばりょうな家なので、大じょうぶでした。

すみれの花も おうちへいれてあげました。

しばらくすると 雨はやみました。

ゆっくりくまさんは、

おうちの中をおそうじして きれいにしました。

それから、

すみれの花をうえきばちに うえてあげて、

いつまでも、

すみれといっしょになかよくくらししましたとさ……。

ずうっと むかしの話です。

おしまい

②に つづく

主人公の「ゆっくりくまさん」はA自身ともいえる(同時に、彼女の中に今明確になりつつある母親像を考へることもできよう。しかしここでは彼女自身の姿として考へたい)。そのくまがゆっくりゆっくり目ざめて、Aの心の中からもゆっくりと何かが生れてきた。それは一本のすみれの花に象徴的に表わされた、やさしさでもあろうか。それをAは大事にかかえて洪水からも守り、育てようとしている。Aはこのお話と絵をかきあげて、とても満足した様子で「今まで書いた中でいちばんいいように思う」と評価する。その後二日かかって色をぬりあげた。それからのAは生まれかわりつつある。

ある日、ピアノの練習をしながら「いいな大人は。べんきょう

だけすればいいもん。Aはピアノの練習もべんきょうもしなくちゃいけないのに」という。Aのそばで本を読んでいた私が「ピアノをやらなくちゃいけないと腹立たしく思っているんだね」というと、意外にも「んんん。でもAは好きだからやっているんじや」という返事。私が重ねて「Aは、まだピアノさんと出会ってないかな」とポツツという。「まだなんじや。でも一回だけピアノの妖精さんには会えたんじや。まだ本当のご主人様には会えてないけど」という。「Aが妖精さんに会えたというのは、ママにもわかるわ。K先生の(Aのピアノの先生)は、悲しい時にはピアノがなぐさめてくれるってお話してくれたけど、K先生はピアノのご主人に会えたからかな」「そうだよね。でもAのは悲しい時は反対にピアノさんをいじめるんじや。それだからまだ妖精さんにはか会えないんじや」という。

Aは確かにピアノの妖精には会えたが、まだほんとうの主人には会っていないようである。その出会いは、きつともっと先になるのである。

「ゆっくりくまさん」が生まれて以来、Aは様々なことに、今までとは違う何か深い意味を読みとろうとしているように感じられる。決して大人の希望通りのいわゆる「いい子」になつたわけではない。時には宿題も忘れ、相変わらず様々な反抗もし、ピア

ノの練習も怠けることがある。しかし以前の反抗とはちがってノフトであるし、以前の怠けともどこか違う。ある日、ピアノの練習の後、私は次のように話しかけたことがある。「今日はあまり一生懸命にやれなかったんだね」「んん。まだだめかな、と思ったんじゃけど。ほんとうはね、どこまでやったらいいか、Aは迷うんじや」「フーン。だけでもういいかな、いやまだだめ、まだ練習たりないかもしれない、と心で予感する、その気持が大事だと思ふナ。それを大事にしたらいいと思ふよ」「フーン。心にきくことじやな」という。

その頃、母と子は「山梨とり」の話を讀んだ。何故三男だけ化物に喰われずに山梨を取ることができたか。Aによると、

— 兄さんたちは山ざさの『行くなつちカサカサ』というのはきこ

えたんじやけど、心で聴けなくて、この辺で線が切れてしまった

んじや(と、脳の上部のあたりを指さす)三郎は耳がきこえて、

心でも聴こえたから線がきれんかったんじや。

ということである。

Aの心に確かに一つの抛り所のようなものが生まれたようである。それは心の眼で見たり聴いたり、感じたりすることへの志向とでもいえるかもしれない。そのためには私達は、自己の中の内なる声に敏感にならねばならない。それは三郎のように、ある時

は自然のささやきに耳をすまし、それに従うことであるかもしれない。Aは今、そのような自分の心の入口に立ったばかりのようである。

さてAの小学校一年生の三学期、七歳になった頃から、二年生の四月末までの心の成長期を、ともに歩みともに悩んだ軌跡を記してきた。中間反抗期といわれるこの時期、大人の側からはまさにその反抗期にイライラさせられる時期ではある。一方子どもにとってこの反抗は、内的な心の成長をとげるために大切な「イニシエーション(儀式)」ではなからうか。この関門を通過することなしに、あるいは、なおざりにして心の成長を進めることはできない。Aはその関門を通過するために、「死」をも体験する程の凄まじい闘いをひとまず終え、今しばし彼女の心はおだやかである。

空をみる！

星をみる！

スーパ― あずさ！(Aの名前)

と口ずさめる程軽やかでもある。(福山市立女子短期大学)

〔参考文献〕

- (1) 平井信義著「子どもの精神衛生」同文書院
- (2) 黒田正典著「人生の知恵」協同出版
- (3) 河合隼雄著「ユング心理学入門」培風館
- (4) 「昔話の深層」福音館書店

続・保育の中の小さなこと大切なこと ⑩ 守 永 英 子

三歳児クラスの担任は、今年で、何度目になるであろうか。何度経験しても、「驚き」と、「笑い」と、「当惑」の種は、尽きないものである。

五月も末近いある日、保育室にいる私のところへ、庭から入って来たAが、やってきた。うれしそうな顔で、「先生、金魚！」と言う。意味が飲み込めないままに、ふとAを見ると、何やら手に握っている。そして、ちらりと、赤いものが見えるではないか。

思いがけない出来事に、私の方がびっくり。「あら！どこから持ってきたの。早くおうちに帰してあげなければ……手に持っていると、死んでしまうわ」。あわてて、立て続けに言う私に、Aは困ったような顔をして、急いで庭の金魚鉢に返しに行った。彼は、金魚を手づかみにできたうれしさに、見せにきたものと思われる。その時は、驚き、あわてて、ゆとりを失ったものの、あとから思えば、子どもらしく、微笑

ましい出来事であった。

この同じAが、今度は、大人びた言動で、私を驚かした。六月も半ば過ぎた頃、子どもたちの様子も、やや落ちついてきたので、新しい経験として、絵の具で絵をかくことを試みた。初めてのことでもあり、約半数の子どもが積極的に参加した。絵をかくと言っても、筆にたっぶりの絵の具をつけて、紙に塗りつけるだけ、と言ってもよい状態である。

本来ならば、絵の具の取り扱いに慣れない子どもたちのそばにいてはとらぬ場所であったが、朝、母親から離れられるようになって間もないMの希望で、せがまれて、ぶらんこの方に行っていた。ぶらんこ、鉄棒、すべり台、と移動して、やっと、お友だちと遊び始めたMを庭に残して、部屋に戻ると、Aがちよっと困った顔で私を見上げ、「先生、お外の人が、先生と遊びたいって言ってるよ」と言う。Aの心を測り兼ねて、少しとまどいながら、「今、お庭で遊んできたところな

の。今度は、絵をかいている人を見に来たのよ」と言うのと、Aは、相変らず困惑の表情で、「Aちゃん、まだ三歳八ヶ月だから、上手に絵がかけないの」と言う。三歳児の、思いがけない複雑な心の動きに驚かされて、気持の整理のつかないまま、「Aちゃんが好きなようにかけばいいのよ」と答えて、その場は済んだものの、私の心には、何か未解決な問題が残されたのを感じた。

Aは、自分がまだ絵が上手にかけないと、自分を捉えていること、大人がそれをどう見るかを気にしていると思われること、できれば、大人の目を逸させたいというように、「外の人が、先生と遊びたいと言っているよ」と間接的な方法をとったこと……これらはどういう意味を持っているのであろうか。

これに関連して、これより十日ばかり前の、Aの行動を思い起こしてみた。

入園以来、Aは、聞きわけのよい、節度のある子どもらしさもそなえた「いい子」という印象であった。母親も、からだの弱いこと以外は、言うことがない」と言っていた。

このAが、おもちゃのはいっているかごを、ひっくり返しながら、部屋を一周して、部屋中におもちゃを散らし、私のところにやってきた。「散らかしちゃったよ」と、うれしそうな、それでいて私の反応を気にする様子で。「ほんと、沢

山でたのね」という、さり気ない返事では、物足りないのか「いいのよ。おかたづけのとき片づけてね」というまで、何度か「散らかしちゃった」をくり返して、私の反応を求めた。

その二日後、Aを含む四人の男児が、他の子どもと一緒に私が庭に出ている間に、部屋中の水道で遊び、流しの前を水びたしにしたことがあった。私が、部屋にいる子どもを気にして戻ったときには、すでに、通りかかった他の先生が始末をして下さったあとであったが、Aは、赤くなって、困惑した表情で、部屋の入口に立ちふさがり、「先生、入ってこないで。出て行って」と、いつにない激しきで、私を阻止しようとした。

これらの一連の行動は、今まで、家庭の中で、「いい子」であった、Aの変化を示すもののように思われる。どのような変化が、この小さな三歳児の心の中に、起こっているのだろうか。自分の変化に、或は、今まで見えていなかった自分に、気づいて、A自身がとまどっているのだろうか。散らかすA、水びたしにするA、絵がかけないA（彼自身が思うようには）、そうしたものを全部ひっくりかえした自分自身を受け入れることができるようにAを助けるのが、今の私の役割なのだろうか。つかめぬことが多いまま、これからのAの成長をじっくり見守り、考えて行きたいと思う。

（お茶の水女子大学附属幼稚園）

歴史人口学からみた生と死 十

鬼頭 宏

八、家族（承前）

（四）

家族・世帯の形態のちがいは、その成員に対して異なった作用を及ぼすだろう。世帯の内外において身分の異なる隷屬農民を抱え、傍系親族を含むような、複雑で規模の大きい世帯と、現在の核家族とでは、心理的葛藤や人格形成の面で与える影響に大きな隔たりがあることは容易に理解できる。

前工業化時代の人々がどのような形態と規模の世帯の中で暮らしていたかについては前回検討したが、表2で示した形態分類は、この問題を考える上では十分でない。なぜならば、それはある年（期間）にどのような家族（世帯）があったのかを示す、社会の断面図にすぎないからである。たとえば核家族をみてみよう。江戸時代後半にも、核家族世帯は四割程度は存在していた。しかしこのことは、すべての家族が制度として核家族形態をとっていたことを意味するものではない。家族は、構成員の結婚、出生、相続、死亡などのたびに形態を変えるが、近世後半の直系家族の場合でも、その周期的変化の一局面として三分の二の期間は核家族

と区別できない形態をとるのである（鈴木一九四二）。したがって構成員、たとえば子どもをとりまく家族環境を考えるような場合には、家族形態が時間とともにどのように変化するのか、その周期性を明らかにしなければならない。

— それでは家族形態の周期的変化は、現代の核家族、近世の直系家族制、そしてより古い複合家族制（同族家族）の場合ではどのように異なっているだろうか。それぞれの場合を比較してみよう。

まず、子どもは結婚すると家を出て別の世帯をつくることを原則とする、現代に一般的な夫婦家族制の場合、出発点になるのは結婚した若いカップルからなる核家族世帯である。その後、子の誕生と成長があり、適齢期に達した子は独立していくから、再び老夫婦だけの小世帯にもどる。夫また妻の死亡によって周期は一巡する。

したがってこの過程は次のようにまとめることができる。

- (1) 若い夫婦だけの家族
- (2) 夫婦と独身の子からなる家族
- (3) 老夫婦の家族

夫婦家族制をとる世帯はこうして一代限りで消滅していく。一巡の長さは結婚時の平均余命によって決定されるが、寿命が延び

た現代では四十五年を越える長さを持っている。

なお青年期の男女は進学や就職を理由に家を離れて単独で暮すことが多いし、配偶者に先立たれた老人の一人暮らしもふつうになっているので、現代社会では単独世帯も増加することになる。反対に、高齢になった老夫婦は再び子どもにひきとられて同一世帯に同居することも日本では多く、その場合には片親を含む大家族か父母を含む複合家族を出現させることになる。

次に、後継ぎとなる子どもは結婚しても両親の世帯に同居する直系家族をとる場合は次のようになるだろう。ここでは近世農村の実例（小山一九五九、鬼頭一九八一）をもとに、後継ぎの結婚を出発点としてまとめてみた。

- (1) 後継ぎの結婚。両親と独身のきょうだいと後継ぎの夫婦が同居する、二つの核家族から成る複合家族世帯。
- (2) 世帯形態の上では(1)とかわらないが、後継ぎ夫婦に子が生まれて三世代世帯ができる。世帯主（父）が六〇歳になる頃、死亡または隠居によって代替りが行なわれる。このとき新しい世帯主は三〇歳前後である。
- (3) 後継ぎ（新世帯主）のきょうだいの婚出。片親が死亡している場合、あるいは両親が死亡してきょうだいが残っている場合には、そのいずれかと世帯主の核家族からなる大家族世帯とな

る。

(4) 親の死亡、またはきょうだいの婚出によって世帯主夫婦とその独身の子からなる核家族世帯が生まれる。

こうして再び、次の後継ぎの結婚によって(1)へもどり、周期が反復される。夫婦家族制のもとでは、相続を軸にして世帯は周期的に形態を変えながら、連続と続いていくことになる。農地を維持して生産を続けていくためにもっともふさわしい制度といえるよう。

夫婦家族制とちがいが、組合わせは複雑になるけれど、男女とも四〇歳未満の平均余命を前提とすると、ほぼ右のような形態変化となつて現われる。一巡の長さは江戸時代の場合二五〜三〇年である。現代と比較して相当短かいのは、もちろん結婚時の平均余命が現代よりも十年以上も短かい(三五年程度)からである。

複数の子が結婚しても両親と同一世帯を構成する複合家族制をとる場合には、その形態変化もいっそう複雑になる。そもそも複合家族制には周期性はなく、「無限に増大し複雑化する家族で、やがて一家族として存立し難くなる為に不規則な分裂の運命を持つてゐる」と鈴木栄太郎(一九四二)は述べているくらいである。

しかし複合家族制といっても、特別な例を除いて傍系親族の範囲は限定されているようである。同居するのは世帯主のきょうだ

い夫婦を中心とし、せいぜいオジ、イトコの夫婦までである(鬼頭一九八一)。したがって、同居傍系親族の範囲が無際限でないならば、おのずから周期性が現われてくるであろう。

傍系親族の夫婦を一人のオジおよび一人のきょうだいに限定した場合の、モデル世帯の変化は次のようになる。

(1) 後継ぎの結婚、このときオジ(世帯主Ⅱ父のきょうだい)家族も同居しているので、三組の核家族からなる複合世帯となる。

(2) 父の隠居または死亡による世帯主の交替、そして弟の結婚により核家族は四組に増える。

(3) 父およびオジの核家族が消滅することによって、世帯主と弟の家族からなる複合世帯へ縮小する。

複合家族世帯はつねに安定した成人男子労働力を保持しているので、その点では安定性が高い。世帯内での相互扶助機能が求められる社会にはふさわしい制度で、近世前半の新田開発が盛んな地域でこれが多くみられたのもそのような理由に基づいているのだらう。周期はやはり二五〜三〇年となる。ただし、鈴木も指摘していたように、絶えず分家独立を促す力が内外から働いているので、いつでも右で示したような変化をみせるとは限らない。

さて世帯における人間関係を考えるさいに、構成員の横への拡

がりとともに、世代の問題も重要である。核家族化が進んだ現在、単一世代の夫婦、親子二世代からなる世帯が中心になるのは当然である。昭和五十年には二世代世帯が四七%と約半数を占めていたのに対し、三世代世帯は僅か一七%にすぎなかった。同時に一世帯が三分の一も存在していることも注目すべきだろう。世代の重なりが薄くなったということは、家庭内でのさまざまな伝承（礼儀作法、信仰、つきあい、技術など）の意義が薄れるのを意味する。いまや「おふくろの味」も商品になっている時代である。

これに対して、十七世紀初期の肥後農村では、二世代世帯は五四%で現代とあまりかわらないが、三世代以上の多世代世帯は三七%もあり、一世代世帯は僅かに九%しかなかった（鬼頭一七六）。この割合は江戸時代を通じて大きくかわらなかったと思われるが、平均余命の延びとともに三世代世帯はむしろ増加したはずである。とすると、核家族化が進まず直系家族が中心で、かつ平均余命も着実に延びつつあった十九世紀と二十世紀前半に世代はもっとも厚く重なり、その結果、たとえばヨメ・シユウトメの間に生じるような家族間の軋轢はその頃にもっとも深刻化したのではないだろうか（平均余命から計算するとヨメ・シユウトメが同居する期間は江戸時代には十年未滿で、現代の三分の

一ほどである）。

(五)

世帯形態のちがいが構成員にとってどのような意味をもっているかという点を、幼児をとりまく人間関係の面から考えてみることにしよう。

表1および表2は、十八世紀初期と現代の幼児の家庭環境を比較したものである。江戸時代の例としては信州湯舟沢村、現代の例としては横浜市戸塚区の保育園の調査結果をとりあげた。

世帯規模と形態からみると（表1）、湯舟沢村で八・七人、横浜市の場合では四・二人と前者は二倍以上も大きい。湯舟沢村は比較的遅くまで大規模世帯が維持された木曾の農山村である。核家族世帯（ここでは親族のみを対象とする）は二一%あるけれど、複合家族世帯は七七%を占めている。これに対して現代の例では圧倒的に両親と子どもだけの核家族世帯であり（九三%）、拡大家族、複合家族はむしろ例外的といえる。

湯舟沢村の場合でも、幼児を含む核家族の大きさはそれほど大きくない（四・六人）から、この差は他の世帯成員の数に原因があるのは明らかである。表2では血縁親族を父母、祖父母、きょうだい、オジ・オバ、イトコ、その他に分類してあるので、この

表1 幼児のいる世帯の形態と平均規模

	総数	核家族世帯	拡大家族世帯	複合家族世帯	平均世帯規模	幼児の家族
湯舟沢村 (1721年)	39	8	1	30	8.72	4.64
M保育園 (1981年)	42	39	2	1	4.26	4.14

(注) 湯舟沢村は2～5歳(数え年)児、保育園は4・5歳児が対象。

表2 幼児1人あたりの世帯構成員数と同居率

		血縁親族						非血縁者	同居の子ども (10歳以下)
		父母	祖父母	きょうだい	オジ・オバ	イトコ	その他		
湯舟沢村 (1721年)	人数(人)	1.97	0.64	1.66	1.72	0.77	0.48	0.46	1.59
	同居率(%)	100	44	69	67	28	23	18	74
M保育園 (1981年)	人数(人)	2.00	0.10	1.14	0.02	—	—	—	1.02
	同居率(%)	100	7	95	2	—	—	—	81

(注) 対象年齢は表1に同じ。

順に、幼児一人あたりの人数をみてみよう。

父母はどちらかが必ずいるけれど、祖父母になると現代と江戸時代の差は大きい。江戸時代には四割以上の幼児にとっておじいちゃんかおばあちゃんがいたのに、現代の例ではわずか七%（三例）にすぎない。

きょうだいに関してはむしろ現代の方が存在する率が高くなっているが、幼児一人あたりの人数では江戸時代の方が多い。これは次のように解釈できるだろう。まず、現代の例では四・五歳のみが対象とされているので、ほとんどの夫婦は子を生み終えており、したがってほぼ平均出生数に近い子どもが調査されている。

これに対して江戸時代の例では五歳以下の幼児がすべて対象にされているので、まだすべての子が生まれていない場合が多いこと、それに、同居の傍系親族や階層の低い家族は子どもを多くもたない傾向があることも理由として挙げることができる。したがって平均値でみるかぎり、きょうだいや十歳以下の同居する子どもは、案外少かったということになる。それでも現代は二人きょうだいがかほとんどであるのに対して、江戸時代には半数を上まわる幼児に、二人以上のきょうだい同居の子どもがいたことを意味している。

両時代の幼児にとって大きなちがいは、オジ・オバとイトコの

同居であろう。そのいずれかが同居する例は湯舟沢村では四分の三にのぼっているが、現代では僅かに一例しかない。また非血縁の同居人が江戸時代に多かったことも現代の核家族とはおおいに異なる点である。現在では世帯内に同居使用人をおくことは珍らしくなったが、江戸時代には商家に限らず農家にも多く、時代を遡るほどそれが多かったことは、十七世紀初期の肥後藩農村の例が明らかにしている。

以上みてきた幼児の家族環境を要約すれば、現代の幼児が父母と一人程度のきょうだいからなる、単純で小規模な人間関係の中に置かれているのに対して、江戸時代には、この湯舟沢村ほどではないにしても、父母、きょうだい以外の多くの人々に囲まれていたことである。湯舟沢村では十一歳以上の年長者が幼児一人あたり四・五人もいた勘定になる。

これら同居者は、子どもにとっては遊び相手であり、保育者であり、さまざまなかたちで影響を与えたことだろう。かれらは世帯内での地位や役割がそれぞれ異なっていたから、人間関係はいやがうえにも複雑であったと考えられる。しかし反面、親の離死別によって家族が崩壊してしまうと、裸で世間に放り出される危険に満ちた現代と異なり、直系家族制や複合家族制の世帯は、つねにだれかが代わって維持していくという点で安定的であったと

もいえよう。

(上智大学)

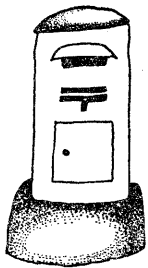
〔参考文献〕

鬼頭 宏 一九七六 「徳川時代初頭の農村の世帯と住居」 梅村又次ほか(編)『数量経済史論集1 日本経済の発展』日本経済新聞社。

鬼頭 宏 一九八一 「近世農村における家族形態の周期的変化」『上智経済論集』二七―二・三。

小山 隆 一九五九 「家族形態の周期的変化」喜田野清一・岡田 謙(編)『家―その構造分析』創文社。

鈴木栄太郎 一九四二 「日本人家族の世代的発展に於ける周期的律動性に就いて」戸田貞三・鈴木栄太郎(編)『家族と村落』第二輯 日光書院。



リサイタルを終って

加古三枝子

去る五月十三日に、私は二十四年ぶりにリサイタルを開きました。実はこの年になって（三月二十二日で満六十五歳になりました）リサイタルをするなどということは夢にも思っておりませんでした。

しかし毎年ホームコンサートを致しておりますうちにだんだん調子が出て参りまして、お弟子さんたちからどうしてもリサイタルをするようにとすすめられ、一大決心をしたわけでございます。

しからは、二十四年間は何をしていたかといわれますと、主人の内助（？）、弱い子の育児と追われまして、私の

出る幕は殆んどありませんでした。しかしこのままお婆さんになってしまふのがどうしてもがまんできず、何とかして会を実現しようと思いました。

一年前から会場は予約したものの、プログラムの編成に頭を痛めました。

とにかくお金をとってみなさんに聞いていただく以上は、退屈な会にはしたくなくたのです。とは云っても、若い時とは違いますし、声の耐久力ということも考えなければなりません。

後から解ったことですが、この時に考えたプログラム

は、相当冒険的だったのですが、当日の会が終わってから、まだまだ歌える余裕があるのに気がつきました。

プログラムの前半はドイツリートにし、後半は日本歌曲にし、その中に、私の詩集「碧い部屋」の中からいくつかをどなたかに作曲依頼することにしました。

ドイツリートは、殆んで若い時のリサイタルで一度歌ったものですが、年をとってから歌いますと、全然違った味が出るように思い、自分でも不思議なくらいでした。

私はヘルマン・ヴーハーベニツヒというドイツ人に若い頃ついておりまして、ドイツ語の歌といえば、必ずこの先生の指示に従っていたのですが、先生も亡くなられ、今や自分で勝手に解釈し、自由に歌えるようになりましたので、結果的にはかえってこのほうがよいように思われれます。

日本歌曲の一番の冒険は、橋本国彦先生の「徴」を歌うことでした。音域が私の不得意な所であり、この種のドラマティックな歌は絶対に歌えないと若い時は思っておりましてので、これを何とか克服して自分のものにしたいと思いい、あえて挑戦する意味でプロに組み入れました。それで練習の時はいつもこれを最初に始めました。当日の批評

は、これが大へんよかったようで、これは大きな収穫だったと思っております。

「碧い部屋」の作曲は、最初は増本喜久子さんお願いしたのですが、病気になるため、柴田南雄先生にお願いしたら心よく引き受けて下さりほっと致しました。

詩の選び方は全くおまかせしましたが、自分が大きな声で歌うのには、ちょっと恥かしいのがあり、最初はとても勇気がいりました。

「桜台一丁目四十三番地」（これは私の現住所）という歌は、音域が二オクターブ半以上あり、この曲一つをマスターすると、外の曲全部と同じくらいエネルギーがいりました。

伴奏の方にも話したのですが、「多分アンコールはあると思います、たとえアンコールがなくても、こんなに苦労して勉強した桜台一丁目四十三番地ですから、私は絶対にもう一度ステージに出て行ってこれを歌います」といったくらいです。当日は予定通りアンコールにこれを歌い（アンコールの方がいい出来でした）柴田先生をもう一度ステージにおつれして、堪能いたしました。

私の詩には娘の抄子がしばしば出てまいります。この子

には非常になおりにくいてんかん発作があり、そのために
いろいろな障害がおきて、ふだんは厚木の寮で生活してお
りますが、月に一回帰って参ります。

リサイタル当日に、もし抄子が会場におりますと、私は
そのことが気になって充分歌えませんでした、本人にはよく
納得させて、来ないようにいっておきました。所が受持ち
の先生が、いっしょに当日つれて行くといわれたらしく、
「私、お母さんのリサイタルを聞きに行く」と電話をかけ
て参りましたので、これを納得させるのに、私の血圧は急
上昇しそうでした。

結局、当日は先生だけ見えましたが、このような事情を
御存知の方は、私の歌を聞いてみなさん涙ぐまれたよう
です。

歌詞の中にはコミックな所も沢山あり、聴衆の方が急に
笑い出され、私は驚いて音程を間違えたり、メロディーが
とぎれたり、とんだハプニングが起きましたが、柴田先生
外二、三の方しか気がつかなかったようです。

主人が私のリサイタルに反対した理由の一つは、私の体
の事を心配したためと思いますが、もう一つの理由は、自
分に対するサービスがおろそかになると思ったのではない

かと思っています。

そこで私は主人にはっきり宣言いたしました。「練習の
ためにあなたのサービスの手をぬくということは絶対いた
しません。歌の練習は一日に二時間以上は出来ないのです
からいつでも遠慮なく帰宅してください」と。

「そのようにいってもらえると助かるなあ」と主人も
いっておりました。

つまり背水の陣をしいての練習のようなもので、かえっ
てこのため充実したのではないかと思えます。

細心に計画して練習はしておりましたが、四月終り頃か
らどんどん血圧が上ってきました。ふだんから降圧剤はの
んでいたのですが、病院へ行ってドクターストップをかけ
られたら大へんだと思い、勝手に薬を増量して、後二週間
の辛抱といいきかせてがんばりました。

会がすんだ翌日、血圧は急降下しました。

娘の抄子とは、それから三日後の五月十六日から二泊三
日の沖縄旅行をいたしました。一年前からの約束で、パ
パの運転するレンタカーで美しい珊瑚礁の海を満喫しまし
た。

今回のリサイタルは、みなさんのおかげで（女高師・お

茶大と三十一年間の教え子たちが全国から集まって参りました。大へん成功いたしました。が、今後も健康に注意しながら、また開きたいと思っております。



*

*

(加古三枝子氏はソプラノ歌手。夫君は民俗音楽の研究に活躍されている小泉文夫氏。一九四〇年～一九七一年、お茶の水女子大学の講師をお勤めでした。リサイタルは、五月十三日、東京・イイノホールで開かれ、表現力に溢れ、気力のこもった歌唱で、多くの聴衆を魅了させました。なお、詩集「碧い部屋」は、昭和五〇年刊、私家版)

加古三枝子詩集「碧い部屋」より

ある問答

誰のために生きている？

抄子のために

抄子が死んだらどうする？

生きていても仕方がない

私が先きに死んだら……

後妻が門前市をなす(？)

どうしても長生きしなくちゃ

主人が先きに死んだら……

そんなことありえない(？)

いや あり得るかも

いつそ三人飛行機にのって

不抵抗的に瞬間的に消えれば……

もうよしませうよ こんな馬鹿げた問答

何にも解らないのが人生です

子どもとの出会いの中で学ぶこと ⑤

水沼 昭子

「画用紙で作った「しっぽ」をつけた年長のAの姿が目に入る。もう数日続いている。簡単には「それ、なあに？」と聞けない様な、遊びへの熱中した姿。私の問いかけで遊びが終ってしまいそうで、ただ見守った。「しっぽ」の他にAの背中にドラゴンの羽根の様な紙切れがセロテープで止められた時、思い当ることがあった。

数週間前の園文庫の貸し出しの日に「字がいっぱいの本がいっぱいだけ——」とのAの願いを受けて『エルマーのぼうけん』を紹介したのだ。もしかすると今のAは、あの物語の中の「りゅう」……。Aに思いきってたずねる。私の問を途中で遮る様に「そう、りゅうだよ、せんせいもわかったの？」。Aの表情はそのことばを何倍もふくらませている心の中をみせて、私に向けられた。そう言えば、この一週間、急にAの言葉が強くなって威圧的なのが気になっていた。降園時、門のところで見送る私に「せんせい、ちゃんと門をしめなきゃだめだぞ」、又、友だちを従えて命令している姿を担任も

どうしたのかと気にしていた。——Aは「りゅう」に、物語に、入り込んでいた様だ。

そうしている内に、Aの仲間のYが、今度は画用紙で作った「リュックサック」を背負って遊びはじめた。画用紙に茶色のクレヨンで描かれ、幅の広いベルトでちゃんと肩から背中へかけられるリュックサック。Yはエルマーなのだ。Yの表情が何ともステキな「エルマー」を感じさせる。「あのね、ほら、七色のあめでしょ。輪ゴムでしょ。ガムも、ほら、ジャックナイフもあるんだ！」Yのズボンのポケットは「リュックサックのポケットに変身して、次から次へ、エルマーの持物を出して見せる。年長では小柄のAの「りゅう」の背中に乗って、エルマーのYはテラスを行ったり来たり。小柄のAが大きく感じられる。

この遊びには一つの約束事があった、図書室から『エルマーのぼうけん』の本を自分のクラスへ持ってくる事がこの遊びのはじまりとなる。二人は本を開き、ある日は「しっ

ぼが青と黄にぬられ、"りゅう"はますます物語の"りゅう"に近づいて行く。"本"をテーブルに置いて始まる、その遊びを思い思いの格好で見たり、関わったりする仲間達。その仲間に見守られて、毎日毎日"エルマーのぼうけん"ごっこが演じられた。遅刻寸前の登園が常のYを、毎朝待って、登園門にYの姿をみつけると大声で迎えるA。こうした

二人の関わりの中で、"エルマーのぼうけん"の毎日が続く。

「先生、今日で終ったよ、エルマーのぼうけん、みんなやっちゃったんだ」「今度は"エルマーとりゅう"あの本、たくさんあるから大変なんだ」。AとYは本のページを次々と繰りながら、物語へ入り込んで遊ぶ。テラスは広い海原であり、部屋の隅は、かの"どうぶつ島"。彼らはイメージをふくらませて、『エルマーのぼうけん』を体験した。

Aの"しっぽ"をみつけた日から三週間余り、彼らの遊びのすぐ近くで見守りながら、彼らの遊びの中に、口や手を出して行きたくなる思いを苦勞して押えた。紙のリュックサックを布にして本当に七色のキャンデイがでたら楽しいに違いないとか、小道具を頭の中で整えてみたり、AやYの遊びをもっと拡げてやりたいと考えていた。二人の遊びのイメージに割り込みそうになる"先生の思い"を押えて来た。Aたちのイメージの拡がり、大きな世界へ、物語の中へ入り込んでいる。その拡がりを、今は、そのままに受けとめてやること

がなんとむずかしいのだろうと、自分の心の硬さを感じた。ある遊びを共通の活動にとか、意図的にクラスの中へ——との思いが頭にうかぶ。AとY、二人の遊びを皆でしたら、もっと楽しいはず……と云う思いになる自分をみつめて来た。どんなに丁寧な計画で子供達の前に、それを出したとしても、今のAやYの感じている楽しさには及ばないだろう。

「せんせい、大変なんだよ、こんどはエルマーとりゅうなんだよ……」と輝やいた表情はみられないだろう。

Aたちの遊びの日々を大切にしながら、クラスの仲間の共有出来る体験を願って担任は少しずつ、『エルマーのぼうけん』をクラスで読みはじめた。劇あそびへ……などの思いではなく、静かに読み聞かせがはじまった。

本との何気ない出会いが遊びのイメージを拡げた。「先生、『エルマーのぼうけん』の最後はネ、"エルマーりゅう"に会う"なんだよ"五月の遠足で歩きながらAが私に話してくれたことを思い出す。あの頃から彼の心の中は、あの物語でいっぱいだったのだ。子供の中にある、自由にイメージの拡がる世界、到底、大人になる時まで持ち続けられない、その世界。それならば、なおのこと、彼らの思いを大切にしたいと思つた。

(千葉・愛隣幼稚園)

保育の一日 (2)

——存在世界としての保育——

1. 子どもと出会うところから保育ははじまる

Rは母親に話しかけるが、母親は、うるさいね、だまっていなさいと云ってとりあわない。母親はRの上の兄のことで相談にきて、相談の先生と話している。Rはますますはげしく母親に話しかける。私は丁度、そこに来あわせて、Rのわきに腰をおろした。しばらくして、Rは私の膝の上に、すっと腰をおろし、快く静かにしていた。私はRとつき合おうと思ひ、「庭にいつて遊ばない？」と云って手を出したらすぐに私の手をにぎって庭に出

津 守 真

た。
Rが私の膝の上に来たとき、私とRの間には、応じ合う気持があった。こういうところから次の保育がはじまってゆく。それは後になって述べることにする。

最初に子どもと出会う仕方はいろいろである。
はじめて幼稚園にきた子どもが、母親に押されるようにして薄暗い廊下に立って、保育室の中にはいれないでいる。それに気付いた私は、身を低くして室の内側にしゃがみ、手を廊下の方に出して、しばらく黙っている。間もなく子どもの動く気配が感じら

れ、掌に子どもの指先がふれる。子どもは、そろそろと靴の先を半分くらい室内にいられている。私は少しずつ室内に移動すると、子どもも次第に室内にはいつてくる。時間にすれば、二、三分のことであろうか。子どもが私に心を寄せてくるのがわかり、もう私は自分の勝手にそこから離れることはできない。腰をすえて子どもとやりとりをはじめめる。

はじめてのクラスにいったとき、私はこちらから子どもに話しかけたり、誘ったりしないことが多い。手もちぶさたで不安定なのは私の方であって、私の必要に子どもを巻きこんだら、子どもの姿が見えなくなるだろう。私はただ坐っていたり、あるいは、子どもがしているのと同じことをして、積木を並べたり、紙を切ったりしている。すると、子どもの方から近寄ってきてくれて、私が思っていなかった何かがはじまる。こうして子どもの世界を見せってもらうことは数限りなくある。^{註1}

家庭の子どもの場合、保育者である親が、一日の生活の最初に子どもと出会うのは、朝、子どもが目覚めた時であろう。子ども

は、目が覚めたとき、すでに動いている現実の世界の中に突然投げこまれる。小さな弟妹が先に起きていて、母親に抱かれているかもしれない。いつもは傍にねている父親もすでに起きていて、ひとり寝床に取り残された子どもは、出おくれたと思うかもしれない。台所で忙しくしている母親に訴える子どもの声に、私は仕事を中断して子どもの方に向く。「お父さんにごはん作ってくれん？」というとき、「ほんとのごはん？」ときく。「おままごとのごはんがいいよ」というとまもなく子どもはせせとままごとのごはんをつくる。そして次第に自分のおそびに移ってゆく。おとなが、ひととき、やりかけの仕事から手を放して、ふり返って子どもと付き合うところから、子どもは自分の活動をはじめることができるようになる。^{註2}

幼稚園に登園してくる子どもも同様である。朝、迎えるときの子どもはすでに母親やきょうだいとの間で、通園の途中でさまざまな体験をしている。ある子どもは快い気分であり、ある子どもは不満である。迎える側の保育者にその内容はわからないが、一瞬、子どもの方に向き直って、静かに応答することができる。子どもの心は幼稚園の生活の方に向いてくる。

知恵おくれの子どものクラスで、自閉的な子どもは、自分の指

を動かして眺めたり、数字を書き並べたり、自分の活動に閉じこもって、人に関心がないように見えることも多い。それをやめさせようとするのでもなく、その世界に押し入ろうとするのでもなく、共に傍にいて同じようなことをしていると、子どもの方から近づいてくることをしばしば体験する。砂に指で数字をかいている子どもの傍で、私も一緒に長い時間数字をかいていた。急にその子は地面の砂をひとつまみ指でつまみ、私の髪の上のせて「ポーン」と云う。私が頭をふって砂を落とすとケラケラ笑う。そんなことを何回もくり返す。これは私から二年間にわたってつきあうことになった子どもとの最初の出会いであった。

自閉的な子どもとつき合うとき、ときには子どもは保育者の常識の範囲をこえた仕方に向ってくる。しかし、自閉的になるほどまでに自分の中に大きな問題をかかえているとき、その世界に割ってはいるのは、おとなも普通以上に覚悟をきめなければならぬこともある。そうして、思いきってその子のすることにつき合うと、子どもは思いがけない世界をみせてくれる。そこから子どもと交われるようになることを、私は何度も体験している。^{注3}

子どもと出会って、互いに応じ合うことがなければ、どんなによく計画された活動も、子どもの頭の上を通りすぎて、子ども自身のものにならない。子どもと同じ物理的空間の中におり、子どもに話しかけているからと云って、子どもと出会っているとは云えない。出会うことができたときには、子どもの心と応じ合った実感がある。そのときには、おとなの側も、自分自身の変化をせまられている。そこに腰を落ち着けてつきあいきる覚悟、自分のやりかけのことを中断して子どもの方に向きをかえること、自分が予想していなかったことをも受けいれるように心をひろげることなどである。

おとなが子どもと出会うことがなければ保育にはならない。おとなは子どもの方に心を向け、ひとときを、子どもの動きに合わせなければ出会うことはできない。保育者と子どもが出会って、互いに応じ合う生活を作り上げてゆくところに保育がある。

2. 出会う他者としての子ども

保育において、子どもと出会うとき、相手の子どもは、おとなである私にとって、究めつくすことができない未知な世界をもつ

た、他者としての存在であることを、あらためて気がつかされる。保育者は子どもを理解しようとするけれども、どこまでいってもそれは子どもの一側面であって、子どもは究極的にはおとなの理解をこえた、他人が手をふれることを許されない、尊厳な人間存在である。これは、子どもと出会うことの根底にある、おとなと子どもとの存在の様式である。その認識にたえず立ち返らないと、保育は存在の根底を失うのであると思う。

保育において、子どもと出会うとき、現実の存在としての子どもは、どんなに幼くとも、ひとりの独自の人間としての自律性をもっている。第一に、子どもは自身の人格の中心をもつて生きていく。また、成長して変化する自らの世界の新たな中心をたえず探し求めている。どんなに幼くとも、保育者にとっては、子どもは誇りをもったひとりの人間である。子ども自身の世界が中心をもって統合されているときには、子どもには自信があり、堂々として見える。^{注4}しかし、現実の存在としての子どもは、発達の途上において必然的に、また、いろいろの事情のために時として極端に、自身の世界が混乱し、中心を見失うことがある。そのときは、保育者の並々ならぬ労苦によって中心は回復されるが、それは、子どもは人格の中心をもった自律的存在であるという、保育

者の認識に支えられて可能になる。

第二に、私が出会う現実の子どもは、自分から発動し、自分で選択し、自分で行為する。子どもがほんのわずかでも手を動かかし、足を踏み出すとき、保育者はそれを、子ども自身の行為として尊重して応答する。子どもが自ら何かをしはじめるとき、それがごく小さなことであっても、自らの選択においてはじめてた行為であることにおいて、そこに子どもの世界があるのであって、私はその動きの世界と出会う。しかし、現実の子どもは、いろいろな事情のために、自分で選択して動くことが困難なことがある。そのとき、子ども自身のごく小さな動きに目をとめて、こちらも落着いて応じることができると、そこにささやかな出会いの時が生れる。

第三に、現実の子どもは、分割して考えることのできない人格アイデンティティとしての個人である。英語で云えば、individualであって、*irreducible*（分割することのできない存在である。私が出会うのは、子ども自身から切り離された活動——読む、かぞえる、つく、運動するなど——ではなく、自身の内的目標をもち、希望や悩みをもったその子どもである。現実には、おとなは、活動だけを見て、それをしている子どもに出会えないことがあるがしばしばある。保育者は、限られた具体的なことを通して、その子ども

の独自の世界と出会う。

保育において、子どもと出会うとき、究極的には未知な世界をもった他者である子どもの前にあつて、私は畏れを感じる。そのとき、子どもと私との間には、こえることのできない淵があり、子どもと私とは距離をへだてた存在である。その子どもと、目があい、心が応じあい、笑いあい、親しいひと時を過したとき、そのことを通してその子の未知な世界にふれることができる。その瞬間には、他者である子どもの世界は私の世界とひとつになる。他者とひとつの世界をわかちあえるのは、保育のよろこびである。

出会うことにおいて、子どもと保育者とはひとつの世界に結合される。また、子どもはおとなにとって究極的には未知なる他者であることを認識するとき、すでにおとなは子どもと出会っている。未知な他者の認識がなければ、出会うことによる人と人との結合もないであろう。

保育から、未知な世界をもつ他者に対する畏れが失われると、人と人がなれあい、おとなが子どものすべてを思いのままに支配する保育に墮してしまふ。現実の保育は、常にその危険にさらされている。

3. 「出会う」ことの語義から考える

日本語の「出会う」という語は、ドイツ語の “begegnen”、英語の “encounter” にあたる。これらの語は、ほとんど同じことを指していると思われるが、それぞれの言語により、語の成り立ちが異なる。

ドイツ語の *begegnen* は、*gegen* という前置詞（対になって向い合う）に、*be-* がついて他動詞となった語である。つまり、人と人が向い合つて出会うことを意味している。英語の *encounter* は、ラテン語の *contra* という前置詞（—に對抗して、*against*）に、*eu-*（*eu-*）がついて動詞となった語である。これも、人と人が互いに立ち向つて出会うことを意味している。印欧語系の語でこれに相当する語は他にもあるが、いずれも、顔と顔を向い合わせるという意味の語から成り立っている。

日本語の「出会う」における「会う」は、「物と物とが一つに重なる、物と物とがつり合う、顔が合う、顔を互に向い合わせ、二つ以上のものが同じ動作をする」（日本国語大辞典）等があげられる。日本語でも、印欧語と同様に、顔を互に向い合わせるという対向の意味があるが、それに加えて、「—し合う」

というように、二つ以上のものが調和をもって同じ動作をする意味がある。このことはさらに、「合ふ」に接尾語がついた「あはひ」(間)という語が、「太郎と次郎のあはひがよくない」とか、「工場で機械のアワエが悪い」というように用いられる地方があることからわかるように、二つの物や人の間がうまくかみあつて動くようにする意味があるという。

これらの語の成り立ちからわかるように、「出会う」という語には、人と人とが対面して向いあうという意味と、その間が調和をもって動くようにするという意味があつて、西欧の言語では前者が強調され、日本語では後者が強調されているように思われる。保育において子どもと出会うというとき、その語から、この両者の意味が連想されると云つてよいであらう。

さらに面白いことは、日本語では「出」という接頭語が、英語では *out* 「入」という接頭語が、ドイツ語では *aus* という他動詞を作る接頭語がついていることである。他人と会うのに、日本人は自分の殻の中から「出」てゆくことを強調しなければならない心理があるのかもしれない。また、英語国民は他人と向き合った関係に入るのに努力せねばならないのかもしれないし、ドイツ人は他者である人と対等の立場で向い合うことを殊更に意識するのかもしれない。似通った現象をあらわすのに、言語によって、この

ように語の成り立ちが違ふのは、単に国民性の相違を示すというだけではなく、この現象の中に、これらの諸要素が共通に含まれていることを示唆するものではないだろうか。

保育において子どもと出会うのに、私共はしばしば自分の中に閉じこもりたい気持を被つて外に出てゆくことにつとめる。保育には、自分のことをかまわつていられない外向的な性格がある。また、子どもと応じ合う関係に入るには、そのチャンスを逃さないことが必要である。そして、子どもと向い合ったとき、私共は、未知な世界をもつた幼い存在と、畏敬の念をもつて見る。

母親にはげしく話しかけるRのわきに腰をおろしたとき、私は土曜の午後の半日をRと共に過す覚悟をしていた。そして、Rが私の膝の上ですつと腰をおろし、しばらくを快く静かにしていた、その小さな瞬間がなければ、このあと面白く展開したこの日の保育はなかったと思う。

具体的には取り上げるに足りないような小さな場面では、私共は子どもと出会う。

(つづく)

注1 私の原著「保育の体験と思索——子どもの世界の探究」

は、このような出会いからはじまる。

注2 同書の中の家庭の子どもの保育の諸例は、朝の生活から記すならば、こういうところからはじまる一日の部分である。

注3 同書の中の知恵おくれの子どもの諸例では、最初は交わりきっかけを見出せないこともしばしばあった。しかし、時間をかけるうちに、出会う瞬間をもつことができるようになる。とくに同書の第10章、第21章、第33章などの子どもは、このようにして交わるようになった中での活動である。

注4 同書第36章に、幼児期に十分に生活することができたことから生れる自信のある姿を記した。能力はあっても、自分の世界の中心を獲得していない子どもが多くある。幼児期の遊びの重要性は、このことから知られる。

注5 柳田国男「毎日の言葉」創元社、昭21 この中で、「アハとは本来合ふ・逢ふなどという動詞からこしらへた、上品な古語でありました。」と述べてある。



『幼児の教育』戦後篇復刻のお知らせ

既に好評のうちに刊行発売中である『復刻・幼児の教育』

第一期(第一巻～二〇巻)第二期(第二一巻～四四巻)の戦後版に引き続いて、戦後篇の復刻に着手することになりました。

『幼児の教育』は、幼児保育再生の努力の中で、昭和二十一年一〇月に復刊されました。生れ変わった同誌は、終戦直後から占領期における保育界の共同機関誌として、大きな役割を果たしました。戦後篇の誌面を彩る記事や論説は、現在に連なる戦後保育史上またとない資料と申せましょう。戦前版に優る愛読をお願い致します。

〔体裁・内容〕

全八巻(全七冊)、A5判、クロス装、外函入、

題字・東山魁夷

《第四五巻～五二巻》『幼児の教育』(昭和二十二年～昭和二十八年)

※原則として一年分を一冊に合本。(但し第四五巻は

第四六巻を含めて一冊とする)

※各巻平均 五七〇頁

○装幀・造本・製作等全て第一、二期に準じた完全復刻

○解題、年表、総目次、著者別索引を最終巻に収録する。

〔編纂〕 幼児の教育復刻刊行会

〔発行〕 名著刊行会

〔予定価格〕 六〇、〇〇〇円前後 分割払い可能

〔申込・問合せ先〕 一般書店では扱っておりませんので、必ず左記へ〕

総発売元・株式会社コーディック(童話舎)

東京事務所 千代田区神田神保町三ノ二五 精和ビル

TEL 東京(〇三) 二三四―四八〇―

本社 大阪市西区北堀江三―六―二三

TEL 大阪(〇六) 五三一―九八〇―

家族関係と法的精神

今日は家庭内の争いを解決する——必ずしも適当な言葉ではありませんが——方法や手続等についての問題を、日本や外国の例を考えながら、その周辺のことにもふれて話をすすめたいと存じます。

私は大学では法学部に入りました。講義の中には法律が好きでない私も三年間欠席しないで聴講したまことにおもしろく、得るところが多く、今日でもその講義にめぐりあわせたことを有難く思っているものがありました。講義をきく学生の数が六百人をこえるという大人数なのはがっかりしました。それで講義以外ものから学ぶものはないかと思っていたとき、今お話した名

磯野誠一

本稿は、二月二十七、二十八日の両日、お茶の水女子大学児童学科で行なわれた特別講義の記録を、加筆訂正したものです。

講義の先生、末弘教授がはじめられた大学のセツルメントが本所の柳泉にあることを知り、児童部の一員として小学生の勉強を手助けすることにしました。いたずらのはげしい子どもたちは、私の手におえず、敗退して法律相談部の仕事に移りました。これらの仕事からはずい分たくさんのことを学びました。何十年もたった今でも、子どもたちの顔を思い浮べ、また相談に来た人の話から、昭和初期の庶民の苦しい生活の実態や、足ばやにやってきたファッションの足音を思い出します。戦後氷川下セツルで学生といっしょに仕事をしたり、この十数年家庭内の問題についての相談を担当していることなど、学生時代にしたこととのつながりがあ

るのをふしぎなことと感じます。

私が家族法研究の道に進みましたのは、法律学の中で、一番人間臭いことをやろうと考えたからですが、家族法研究のためには、社会的・経済的それに政治的な背景・基礎を知らなければならぬと思います、はじめは明治初年からの日本について勉強しておりました。社会調査のまねごととしてはセツルにいたときセツル近辺の人たちの家族構成の調査結果をまとめる仕事をしました。

その後、騎馬民族説で有名な江上波夫先生のおすすめでモンゴルで家族関係、そのほか遊牧社会の法慣習についての実態調査をすることになりました。中国の張家口にあった研究所の所員としてこの仕事をしたのですが、当時召集されて兵隊にいらした方々には申訳ないのですが、私には大変楽しかった。それはひとりひとり専門のちがう人のあつまりだったからです。所長は生物学の今西錦司さん、一昨年文化勲賞をもらわれた方です。副所長は文化人類学研究で大きな仕事をされた方、東洋史の藤枝晃さん（京都大学名誉教授）、社会学の甲田和衛さん（大阪大学）、このほか今西さんのお弟子の人たちで、戦後、生態学、人類学の領域で大きな業績をあげた方々が何人か、その中で現在国立民族学博物館の館長をしておられる梅棹忠夫さんが一番若かったと思います。専門のちがうものが研究会ばかりでなく、毎日雑談の中でも

話しあってゆくのが何とも楽しかったし、学問上、また人間的にも大変刺激になりました。戦後公害訴訟で、大きな役割を果たした生態学のこと、この研究所にいた頃、皆が熱っぽく話していたのを聞いていたので、私には理解が容易でした。

ついでにお話したのは、この研究所の所員のほとんどが、生粋の京都人の今西さん、梅棹さんをはじめとして関西の方で、その中に東京で生まれ、育った私がぼつんといたので、はじめはなじめずに、いやな感じさえ持ちました。宿舎が同じだったりして、合宿に似たところがあったので、なじめないではすまされないうこともあり、だんだんと肌にあわなかった関西の言葉や習慣になれ、その良さも少しはわかるようになって、東京人の独善に気がつくようになりました。異質の文化に接するとき、自分の文化や価値基準によって善悪、高低などの判断をしてはならないことは、知識としては知っていましたが、自分の問題として同じ日本人について、この大切なことを経験したのは大きな収穫でした。

前にお話しましたように、この十数年家族問題の相談を担当してきて感じることの一つは、どんなに愛しあって結婚したにしても生育歴・環境が全く同じことはまずないのですから、夫婦が全く同質の文化の中で育ったことはあり得ないわけで、日常の生活習慣、好き嫌い、その表現の仕方あるいは考え方、感じ方には

ふつう考えられているよりずっと大きなちがいがあり、それに気づかないで、自分の基準にしたがって相手を判断して、怒ったり、悲しんだりして、仲が悪くなっているケースがすくなくないということですよ。

目ざす理想が同じだから安心というわけにはゆきませんし、趣味が同じだからうまくゆくともいえません。しかし文化を共通する男女でなければ仲よくやってゆけないといっているのではありません。文化のちがいに気がつき、どちらが良いとか悪いとかの判断をしないことが、相手を理解する、すくなくとも誤解をしないためには大切ということを強調したいのです。くどいようですが、この過程で自分を知ることにもなり、また相手との関係の中の自分を見つめる、つまり関係を客観視することになり、それによって自分および自分たちの関係についての新しい展望をもつ機会ともなると思います。相談の仕事をして感じるのには、自分自身について語ることができる人、あるいはそのようなチャンスを持った人が少ないことです。

次に最近の家族に関する法律あるいは法律学の動きについてお話ししたいと思います。

この七月末には英国皇太子が結婚されると公表されましたが、

毎日新聞には「ダイアナ嬢は母親と離婚している伯爵の三女」と出ています。私はこれを見て英国の社会もずい分変わったと思いました。というのは、女王の妹さんのマーガレット王女は、恋人のタウンセント大佐との結婚を、彼には離婚歴があるということで反対され悲恋に終りました。しかも大佐の方に責任があつて離婚したのではなく、奥さんの姦通が離婚原因だったのです。私はあのときテレビのニュースに出てきた英国の庶民が「彼には責任はないのに」と語っていたことをよく覚えています。

英国ではその後、離婚についての考えが大きく変り、一九六九年の離婚法によって法律も変つていわゆる有責主義から破綻主義へと根本的な改正がなされ、その後急テンポで離婚が容易になつて（郵便離婚と俗称されるものも可能です）、その変化に目を見はるばかりです。マーガレット王女が一九七八年に離婚したとき、離婚は法廷で二分たらずで認められました。破綻主義というのは、結婚が破綻しているという事実があれば、それだけを理由として離婚が認められるというものです。有責主義は、姦通とか虐待とかの行為、事実がある場合にかぎって離婚を認める制度です。私は一九六九年の離婚法が議会で論議されている頃に英国に住んでおりましたので、新聞などに出てきた意見を思い出し、ます。新聞はこの改正は一八五七年の離婚法以来の大改正とか、革

命的变化と書いていました。一八五七年法は、それまで離婚は教
会裁判所の別居判決を得た上、議会で立法によってしか認めら
れなかった（立法離婚）のを、世俗の裁判所の裁判で離婚でき
るようにした画期的な変革でした。それでも裁判には多額の費用が
かかりましたから、離婚はとびきりの大金持のぜいたくから、大
金持のぜいたくになった程度といわれました。

一九六九年の離婚法の大変革がなされたのは、あるいはそれに
ふみくらざるを得なくなったのは、男女の関係、性的関係に大き
な変化がおこったこと、女性の権利主張や地位向上、社会におけ
る家族の機能の変化等が原因としてあげられるのでしょうか。この
ような大きな変化は世界各国に、カトリックの国でもおこりまし
た。しかしこの動きに反対する勢力もあって、スペインでおこ
り、失敗に終わったクーデターの際、主張されたことの一つは政府
が離婚を容易にする立場をとったことへの非難でした。イタリア
でも一九七〇年に成立した離婚法への反対が強く、国民投票が行
なわれた（一九七四年）ほです。結果は大差で離婚法は存続す
ることになりました。

このように一九六〇年代から七〇年代にかけて世界各国で離婚
法が大きく変わりましたが、ひきつづいておこっているのは、離婚
裁判の手續についての批判で、裁判のしくみを改めようという動

きが活発なことです。日本では離婚の大部分が協議離婚（約八九
%）、そして夫婦間の話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判
所の家事調停に申したてることができること、訴訟にもち出され
るのが少ないためでしょうか、また家庭裁判所で家事相談をして
いることもあってか（これは法律上の根拠のあるものではないの
ですが）、手続等のことはあまり問題にされていません。

アメリカ映画「クレーマー・クレーマー」に離婚訴訟の法廷の
場面が出てきて、妻の弁護士が、子どもが怪我をしたことについ
て夫が妻に話したことを取りあげて、夫が父親としての資格に欠
けていることを強弁するところがありますね。法廷を出た妻が夫
を待ち受けて、私はあなたから聞いたことを弁護士に話したけれ
ど、あんなように弁護士が利用するとは全く考えてもいなかった
と、わびるような気持ちで話しておりました。そして妻は訴訟に
勝って子どもを自分の手もとで養育権利を獲得したのですが、そ
の権利を行使することはせず、子どもを父親のところにおいたま
ま去って行くところで、あの映画は終わっています。

これまでの訴訟のしくみにあつては、勝つためには、いかに相
手が悪いか、欠点があるかをあらゆるさまに攻撃し、こちらには落
度がなかったとして自分を守ることが必要になってくるのです。
それを両方がするわけですから、双方共に傷つき、強いにくし

み、うらみが残ることになります。子どもの健全な成長のためには離婚後も父母が協力することが必要なのに、これでは困ったことになります。

それにもう一つ、父母が対立して争う訴訟で、子どもの奪いあいになっているケースの場合、子どもの幸福、利益を父母とは別の独立の立場から主張できる人がいないのが、しくみの上の大きな欠点といわれています。最近ではこの点を改めた新しい法律をつくった国も出てきましたが。

妻（母）が訴訟に勝ったけれども、子どもを父のもとにおいてそのままに去っていった結末はいろいろのことを示唆しています。訴訟は夫婦の問題を少しもと云っては云いすぎですが、ほんとうには解決し得ないことを示そうとしているのでしょう。この点についての反省が欧米ではだんだんに強くなっています。具体的には、(一)訴訟のしくみを改めること、(二)訴訟をおこす前の段階で、なるべく紛争を解決するしくみを作ること、これには(a)法律上の争い（権利義務についての争い）を直接の目的とするもの(b)これとは別に人間関係の調整を目的とするもの等についてさまざまなことが議論されています。大きな流れとして、夫婦・親子の間の不和、争いに関連して、過去にどちらが良かったか、悪かったかについて結着をつけることには重きをおかず、夫・妻・子

どもそれぞれの将来の幸福・利益を重視して、建設的に考えようではないか、という方向に向っています。これはまだ家庭裁判所をもたない国では、それを設置して、その手続にも新しい工夫をし、人間関係調整の仕事を担当させる主張になっています。イギリスがその一例ですが、しくみには日本とは重要な点に差異があります。

来年（一九八二年）ハーバード大学で開かれる予定の第四回国際家族法学会のテーマは、離婚法・親子法という実体法は除いて、離婚、親子等についての争いを扱う手続・方法に限られています。これは今お話しした現在の世界の実情、動向を示しています。

ところで、日本では戦前から人事調停制度があり（昭和一四年）、家庭裁判所ができてからもう三〇年以上たち、そこで家事調停がおこなわれており、また特別の専門家として家庭裁判所調査官がおかれ、調査官研修所もあるというように、制度としてはととのっています。アメリカには早くから家庭裁判所があり、オーストラリア、あるいはカナダの一部のように近年家庭裁判所をつくった国は別として、イギリス、フランス、西ドイツ等にはまだありませんから、日本はこの領域の先進国として誇ってよいの

か、ということについては、私は疑問を持っています。私の意見は日本では少数意見にもいたらないのが現状ですが。

日本では調停制度は、特別な政治的、社会的意味をもち、また機能を期待されて、大正デモクラシーの時代につくられました。

具体的には労働争議、農村の小作争議への対抗策としての意味をもっていました。労働組合法は敗戦にいたるまでできませんでした。労働争議調停法（大正一五年）はつくられ、小作権を確保するための小作法はできませんでした。小作調停法（大正一三年）はできませんでした。労働者、農民の権利主張への対抗策の一つだったわけです。

大正六年から八年にかけて臨時教育会議がおかれて小学校令から大学令にいたるまでの改定が審議されましたが、このほかこの会議が家族法について重要な意見を政府に建議しました。それは、教育においては日本古来の淳風美俗、すなわち「君に忠に親に孝に」と教えているのに、法律ではそれに反することを規定している。たとえば家族の中のことについて権利だ、義務だと云っているがこれは淳風美俗に反しているから改めるべきである、という内容のものです。そして家族内の争いを裁判所にもち出し、そこで結着をつけることはやめて、別に家事審判所をつくるようにとの意見も政府に提出しています。

実は明治民法ができる前に、もう一つ別の民法典がつくられたのですが（明治二三年）、その民法典に対して「民法出でて忠孝亡ぶ」という意見（明治二五年）に代表される強い反対がおこったため実施されずにつぶれてしまいました。その後新たに民法をつくりなおしてできたのが「家」の制度を根底においた明治民法ですが、それでも前の民法に反対した人、つまり淳風美俗を主張する人にとってはこの民法も気に入らず「今になって日本固有法を説くのは死んだ子の年齢をかぞえるようなもの」と嘆きました。大正デモクラシーの時代になって、この嘆きがいきをふきかえし、まきかえしに成功したのが、前に述べた臨時教育会議の民法改正の意見（建議）なのです。横道に入って申訳ありませんが淳風美俗を主張した人の中には公けの席で「女高師で生徒を夜電灯をつけて勉強させるのはけしからん」とか「女生徒に靴をはかせるのは、風邪をひきやすくするものでやめるべきだ」などと本気になって云っていることが記録に残っています。

政府はこの建議を受けて民法を一層「淳風美俗」にあうように改定する仕事にとりかかりましたが結局実現しないうちに敗戦を迎えました。しかし昭和一四年に制定された人事調停の制度は、建議に基づくものです。このとき司法大臣は「親族のことがらについては、権利・義務に拘泥せず、人事法規は淳風美俗を本旨と

して改正すべきもの」と説明し、人事調停法では「道義に基づき温情を以て事件を解決することを以て本旨とす」と云っています。

長くなりましたが、今お話ししてきたことの中にはいくつかの重要な問題が含まれています。まず、ずっと貫いているのは権利・義務ということに強く反対という点です。近代法で権利を認められているということは、権利をもつ人が、ある一定の範囲でその人の固有の利益（財産上のことに限りません）が認められ、それを主張できるということです。そして他の人間は、その範囲を侵さない義務を負うわけです。この制度の根底にある思想は、人間は本来皆平等で、独立の主体者であるとし、そしてこのような人間間の権利・義務について規律するのが法律とされるのです。これは、「夫唱婦隨」とか女性に「三従の徳」を求めるような、男女、夫婦の間に上下、尊卑の差別をつける法律制度や道徳とは大きくちがいます。ですから、明治、大正そして戦時中（文部省がつくった「国体の本義」（昭和二年）、「臣民の道」（昭和六年））を通じて権利・義務に対し強い反対があったのです。権利義務思想は「個人主義に立脚して、すべてのものを対等な人格関係と見る合理主義的考え方」（国体の本義）として非難されました。権利義務にかわって説かれたのは「分を全うする」こ

と、各人がその分に応じて考え、行動することでした。

次に重要なことは、家族法と家族道徳との関係についての考えです。淳風美俗を主張する人は法と道徳とを区別せずに、彼らが淳風美俗と考える道徳を法律の中にそのまま直接に規定しなければいけないとした点に特質があります。御承知のように、法律は最後には実力でもって法律の内容を強制するところに、道徳など他の社会規範とのちがいがあり、それ故にその守備範囲が限られてくるのです。「夫婦はお互いに愛しあうべし」とか「子は親を尊敬し、孝養をつくすべし」と定め、それに従わなかったといって裁判所に訴えて、「妻は夫を愛すべし」との判決を得て、それを力で強制する、という場合を考えると、すぐおわかりと思います。夫婦・親子の間の愛情・信頼・尊敬は内心から発してこそ意味、価値があつて、強制されたから愛する、尊敬することの空しさは云うまでもないではありませんか。

この問題をくどくどお話しするわけは、一つには「憲法に子の親に対する孝養の義務を規定して、人倫の大義を明かにすべきである」（自由党憲法調査会 日本国憲法改正案要綱説明書 昭和二年）という意見が公表されているように、現代の問題でもあるからです。

それに加えて、愛情、信頼あるいは思想、芸術、信仰など、人

間にとって最も重要な価値についての法律の立場は何であるか、またこれらと権力との関係についてよくよく考えたいからです。

家族、ここで基本の一つは愛情等々ですが、この領域については法律は無力でし、法律が立ち入ることは無意味ですから、法律の役割の限界をはっきり認識することが、もっともだいじなことです。

そして権力特に政治権力、それにつながる力と人間の内心にかかわることがらとの間にある緊張関係の問題、ちがう面から云えば、権力が入ることを許さない領域（聖域）があると考えるか、どうかの問題です。教育勅語が敗戦まで教育、道徳の根幹とされた伝統をもつわが国では、政治権力、国家等公的機関が道徳その他内心の問題に介入あるいは強制することへの疑問・批判が強いとは申せません。

私は内心に関する領域への公権力の積極的介入は許されず、公権力はこの領域については中立でなければならぬと考えます。国や地方公共団体が力を伴わないサービスとして提供することはよいでしょう。サービス提供は今後むしろ増加してゆくでしょう。これは力を背景にして積極的に介入することとは質がちがう点をお考えいただきたいと思えます。

なおここでついでに権力に関してもう一つ申しのべたいのは、

権力があつては不可能な仕事があるということを中心に留めておいていただきたいのです。後でふれますがだいじなことなので。

ここで家庭の中の感情のもつれ、その他争いを、どのようなすじ道で解決するかに話を移します。解決といっても、これは必ずしもめでたし、めでたしの結末だけを目標にしているのではありません。たとえば夫婦の不和についていろいろ話しあつてみたが結局離婚することになった、しかし憎しみとうらみを持つたまま、あるいは相手を傷つけあつて別れるというのではなく、「別れも楽し」とまではいかなくても、お互いの再出発、生活の再建に役だつような別れをも目標にするという意味です。これは子どもの幸福を考えれば大変に重要なことです。

このような観点からわが国の制度を考えると、現在中心になっているのは家庭裁判所で、そこでの中心は家事調停ですから、その現状と問題点の一部をお話しして、ついで外国の制度や新しい試みにもふれたいと存じます。

裁判所が昭和五四年度の家事調停の概況について公表したものを（法曹時報 三三卷一一号 昭和五五年一月による）見ますと、新しく裁判所が受理した件数は昭和四八年に一度少し減少したほかは、ずっと増加をづけ、昭和五二年が最高で（八万一千

件余)、その後減少して五四年は八〇、五五九件となっています。人口との対比をみると昭和四五年は人口千人あたりの調停申立てが〇、六二件だったのが、五四年に〇、六九件と増加しています。裁判所当局はこの増加について「人口増に基づく自然増にとどまるものでなく、社会の変化や価値観の多様化などに伴って家庭に関する紛争が増加し、かつ困難なものになっていること、親族間の紛争を調停という公的機関を利用して解決しようという機運が一般的に高まっていることにも由来すると考えられる」(同上九〇頁)としています。最後の方にある公的機関利用の機運が高まっていることに注目したいのですが、これはむかしは仲人、先輩、上司の説得、説教でおさまったのが争いの当事者の権利意識・権利主張が高まって、前に述べた人たちの手には負えなくなつたためでもありません。

ところでこの調停が成立する率が最近低下し不成立が上昇する傾向が見られます。理由は簡単ではないでしょう。かつて調停制度の改善策を審議した審議会は、家庭内の人間関係の複雑化、価値観の多様化、それに権利主張が強くなったので、調停委員会(裁判官の数がたりないため調停の大部分は裁判官は不在、調停委員たちだけで調停がなされているのが現実です)がこれまでのままでは対応できないとし、対策の一つとして、調停委員には弁

護士の資格をもつ人、家事の紛争の解決に有用な専門的知識経験をもつ人、または社会生活の上で豊富な知識経験を有する人で人格識見の高い人を選任するようにとしました。昭和四九年以来これが実施されています。

次にこの改善策の中の問題点のいくつかについてお話したいと思います。調停委員に法律や人間関係調整のどちらについても素人が選任されるよりは専門家が選ばれる方が良いにきまつているといえそうですが、必ずしもそう簡単にわりきれません。というのは発展途上国は別として、司法に市民が参与することが日本ほど少ない国は珍しいでしょう。その中であつてわずかに調停委員制度は英米の陪審には程遠いとしても市民参与の例です。これまでも調停委員の選任に問題があつたのは事実ですが、もし専門家が大部分になる方向に進むとしたら、市民参与の面がうすくなる心配があります。私は市民参与の面を生かす必要を主張したいのです。

家事調停に専門家が参加する必要が認められたのは進歩と思えますが、現在の家事調停のしくみの中で専門家の力が生かされるかどうかについては私は疑問を感じています。ここで詳しく論じるのは不適當だと思いますので、今日の話に関係のあることに限りま

家事調停では法律（権利・義務）の問題と人間関係調整の両方を同じ人が同じ手続の中ですることになっており、それが良いのだとされていますが、はたしてそうでしょうか。人間関係調整にあつては、たとえば夫婦のどちらが良いか悪いかを判断裁定することが目標ではありません。夫婦の間の適応回復ばかりが目標ではありませんが、それを一つの目標にして、不和の遠因、近因などを当事者自身が気がつき、理解してゆくのを援助する努力をします。御承知のように、ここで必要なのは、当事者の胸にたまつていること、自分の感情・考え、過去の事実などを腹藏なく話すことが必要です。それには当事者が調整の役をする人を全面的に信頼すること、自分が話したことが、ほかの人に洩れないこと、ほかのことに利用されないこと（秘密厳守）が絶対に必要です。これが欠けていれば人間関係調整は不可能です。

たとえば自分に愛人がいた事実をかかず話すことを抜きにして、したがって調整の役をする人がその事実を知らされないままに、ほんとうの調整ができるでしょうか。他方その事実を話したけれど、調整が成功せず、離婚という事になった場合、調停では次に法律問題について結着をつける努力をすることになります。このとき愛人があったのを聞いたことはどうなるのでしょうか。聞いた事実を基礎にして調停案を示すとすれば法律上の判断

は客観的事実を基礎にします。真実を語った人の不利益になりまう。こういうことが一般に行なわれるとすれば、心の奥底にあること、それは法律的には自分に不利になることも含まれる場合もありまう。それを話す人はまずいなくなるでしょう。聖人か天使のような人であればそれでも話すかも知れませんが、平均的な人間に望むのは無理ですし、制度としては平均的な人間を標準にしてつくるべきものです。

このほか、法律問題、権利義務について判断を下すときに必要なことは、当事者たち（夫婦）に対して公平であることですが、調整をしていく場合は夫婦二人に対して調整役の人が全く同じ関係を實質上もつことはほとんど不可能ですし、また外形上そう見えること（これが重要です）はなお困難です。このほか権利義務の判断は客観的事実を基礎にしなければならないのに、調整には当事者たちがどう感じたかがだいじなので必要なのは主観的事実です。

このように法的判断をするのに必要な条件と人間関係調整が成功するための条件には矛盾するものがあるが、両立しませんし、法的知識と調整に必要な知識を兼ねそなえている人がやっても、弁護士と調整の専門家が一組になってやっても、同じ手続の中でいっしょにやっているかぎり、矛盾が生ずるのは同じことです。

それ故調停のしくみそのものをかえなければならぬと私は考えています。私が知っているかぎり、外国で、日本のような制度はなく、二つをわけているのがふつうです。

次に家庭裁判所調査官の仕事に移りますが、戦後家庭裁判所発足以来、関係の方々の非常な努力によって発展して、その間家庭の民主化等にも大きな役割をはたし、今日でも国民が大きな期待をかけていることは事実です。調停をむかしの「仲人調停」とか「まあまあ調停」あるいは「説教調査」といわれたものから脱却して、調停を科学化する努力もなされ、家庭裁判所調査官の制度がおかれたのも大きな進歩でした。調査官研修所を設置して調査官の何段階かの研修制度がととのっているのは周知の事実です。

私は年来の主張として、人間関係調整の仕事は素人である裁判官や調停委員が主役となるべきではなく、専門家として養成している調査官こそ主役になる方向に進むべきだと云ってききました。現在のところ調査官が脇役でしかなく、その力の活用が十分でないのは残念です。裁判所によつては調査官がカウンセリングの班をつくつてカウンセリングを実施していると聞いています。今後の発展を期待していますが、そのさい一つ気にかかることがあります。

それはカウンセリングのさいに当事者が話したことについて秘

密厳守の原則（これが人間関係調整にとつては決定的に重要なことは前にふれました）が守られているかどうか、特に制度上それが保障されているかという問題です。具体的にはカウンセリングを担当した調査官が、カウンセリングについての報告（これを全くしないことはまず考えられません）の内容の問題です。成功か不成功かの結果についての簡単な報告であればよいでしょうが、具体的な内容・事実についても報告する義務（裁判官あるいは調停委員会に対して）があるとすれば、前にふれたように、それはカウンセリングが成りたつ重要な条件を欠くことになってしまいます。裁判所内でのこの点についての取りあつかいについて、私たち部外者には知る機会がないので、私はよく知りません。

イギリスでは、これと同質の問題についていくつかの裁判例と規則があります。規則としては、カウンセリングをした結果について、その成功・不成功の簡単な結果報告だけを求めています。

裁判例はカウンセリングをした者（具体的にはプロベインション・オフィサーで、これは身分は内務省の職員ですが、もっぱら裁判所でその仕事をしています）が不成功におつた当事者たちが後に離婚訴訟の当事者となつて法廷で争っているさいに、当事者の一方から、カウンセリングの間に相手方当事者からカウンセラーが聞いた事実を証言せよと求められたケースに関するものです。

裁判所は、カウンセラーには証言を拒否する特権はないけれども、当事者の両方が証言するのを認めないかぎり、証言しなくてもよいというものです。つまり一方でも証言してはいけないといえは証言を拒否できるが、カウンセラーには証言拒否の特権はないということです。

ところが一九七五年のオーストラリアの新離婚法（これは家庭裁判所設置を定めた点でも大きな意味をもつ法律です。なおこの家庭裁判所の首席裁判官は女性裁判官で、りっぱな方です）は、カウンセリングの仕事をした者はどんなときも証言してはならないと規定しました。秘密厳守を徹底させたわけです。我田引水の論かもしれませんが、私が前にお話ししたこと、人間関係調整を成功させるためにどうしても必要な条件としてあげたことを守れば、イギリスの裁判例、オーストラリアの法律の規定となるわけです。日本の現行制度は（もし私が見落しているならば訂正します）、この点が問題と思います。

次の問題は調査官は当事者に関連した事実の調査をして、調査報告書を提出しますが、調査された本人あるいはその代理人が、それを読むことができるでしょうかということ。家庭裁判所に関する規則（家事審判規則第一二条）には、家庭裁判所が認めるときは閲覧できるというように解釈できるものがあります。正

直申しまして私はこの問題についてあまり考えたことがありませんでしたが、私が相談を担当している相談室（弘済会館相談室）に来る方々の中に、「自分は家庭裁判所の人から自分についている調べられたことがあるが、裁判所にどんなように伝えられているかわからず、そのことが不安で仕方がない。報告の内容について私が説明したり反論する機会がないのは納得できない」といわれる方があり、なるほどとも思ったのです。私はその後これを「自分についての情報を知る権利」の問題として考え、外国の取りあつかいについても調べました。またイギリスの例ですが、一九七三年婚姻事件規則第五条には、裁判所の職員は当事者たちに、その報告を調べることができる旨、また費用を払えばそのコピーを申しこむことができることを通知すべしとしています。実さいの取りあつかいはなおさまざまのようですが、私はこの規定は当事者の身になれば当然のことですし、そうすることがフェアだと思います。裁判所が当事者に、「あなたあるいはあなた方に良かれかしと調べているのだから、裁判所に任せておきなさい」と温情的態度をとることを認めるのも一つの立場かもしれません。裁判所は権威・権力をもって事をはこぶのは当然と考える立場もありましょう。しかし人権尊重を認める立場、裁判所はフェアであることが大切とする立場からすれば、温情主義

的・権威主義的立場には賛成できません。

外国の例をとるとき私はもっぱらイギリスの例をあげました。

それは日本の家族の制度を調べてきて、その特質を知るのには他とくらべなければわからないと考え、日本とはだいぶちがうように思えたイギリスの家族のことを勉強しはじめたためです。イギリスの家族を知るのにはその社会・経済・政治を知らねばと勉強しているうちに、気がついたことの一つは、権力特に政治権力と市民の間にある緊張です。それは市民の側にある、権力に対する強い不信というところにあらわれます。放っておけば何をするかわからない、あるいは権力は必ず腐敗するという考えです。そして権力をもつ機関がしてよいこと、してはならないことについての区別の認識がたしかなことです。

第二次大戦後の混乱の時代に有名なデニング裁判官が委員長になつた離婚訴訟事件についての委員会は、その報告の中にマレッジ・ガイダンスの必要を説き、それを担当する機関について、権力をもち、どうしても権力が背景にあるとみられる政府機関が、この仕事を直接に担当するのは、マレッジ・ガイダンス（ここでは夫婦間の人間関係調整の仕事を意味します）の性質上適當ではなく、これは民間機関が担当するのが適當で、政府がすべき仕事は、これらの機関に財政上の援助をすることであると結論しました

た（一九四七年）。イギリスでは、今日にいたるまでこの報告に基づいて、政府機関は直接に仕事をせず（もともと前出のプロベクション・オフィサーは担当しています）、政府が毎年多額の助成金を二、三の民間団体に出して、この仕事を援助しています。

先年私がマレッジ・ガイダンス・カウンスルのロンドンの本部を訪ねたとき、役員たちがもつとも心配していたことは、カウンスリングをした者が法廷で証言しなければならなくなつたら、カウンスリングは成り立たなくなるのだがということでした。この団体でカウンスリングを担当する人は、皆ボランティアですが、その選考は慎重で研修に力を入れていかなど参考にすべきものがあります。現在は本部をラグビーの町に移し、研修のための宿泊設備をつくり選考研修に一層力をいれています。ボランティア制度なので自然にある程度時間とお金にゆとりのある人に限られる点に問題があり、労働者階層の人には敬遠される傾きがあるようです。

イギリスで民間団体が中心になつていふことには大きな意味があることを重ねて申したいのは、前に少しふれましたが、権力をもつてはほんとうの仕事はできないという性質の仕事があることを政府がわかっている点です。これを私が強調するのは、私がこの一五年ほど民間機関で家族問題の相談を担当して、そ

れが真実であることをつくづく感じるからです。こちらに権力がないからこそ相談にみえた方は、われわれを信頼して下さったとき、ほんとうのことを話す気持ちになれるのです。むかし私は家庭裁判所の調停委員をしていたことがありますが、そのときの当事者たちの調停委員への態度とは質的にちがうと感じます。何年か前に民間の相談機関の方々とお話ししたとき、民間機関であることを卑下しておられましたが、私はそれがふしぎで仕方がありませんでした。権力のない民間機関であるからこそできる仕事があるのにと私たちは考えているからです。

しかし誤解をさけるために云いたいのは、裁判所のように権力をもっている機関の中で人間関係調整をしてはいけないと云っているわけではありません。裁判所の一部局が担当しても、制度上、機構上、公権的判断をする部局とは別であること、関係がきれていることがはつきり外から、当事者の眼によくわかるように制度がつくられていればよいのです。

次にイギリスでの新しい試みを御紹介しましょう。これは昨年（一九八〇年）プリストルの町に行つて実際を見てきましたが、裁判官、裁判所職員、弁護士、ソーシャル・ワーカーが協力して、離婚問題等の相談にのる民間相談室をつくった例です。相談を担当するのはソーシャル・ワーカー、マレッジ・ガイダンス等

に長年の経験をもち、離婚法・手続についても研修を受けた婦人で、ここではもっぱら離婚になった場合の法律問題の相談にのり、相手方に強制はできませんがなるべく入室してもらい、できるならば裁判所の法廷で争うことなく、話しあいできまりをつけようというものです。弁護士ともよく連絡をとって、法律上、当事者のどちらかが不当な不利益を蒙らないことに注意している点が重要と思います。ここでは人間関係調整の仕事はしませんが、それを専門とする機関との連絡はよくできていて、それを希望する人には、その機関を紹介することになっています。また訴訟を提起してからでも、途中で、ここに來て相談を依頼することもできます。弁護士、この相談室、それに裁判所との間の連絡がよくとれているところが特色です。イギリスでは注目されていて、昨年来他の二、三の町に同様のものができたということです。仕事のほとんどは婦人がしています。

詳しい説明を省略したところがあつておわかりにくかったと存じ申訳なく思います。

〈筆者紹介〉 法社会学、家族法学者、基礎法学的視覚から近代日本における家族制度の歴史的分析を手がけ、「民法改正と臨時教育会議」（『法学志林』一九五二年）をはじめとする研究を著わした。教育についても関心を持ち、「日本における学校教育の歴史」（『児童問題講座』）等がある。富士子夫人との共著『家族制度』（岩波新書）は、一九五八年上梓以来、江湖に読者を得ている。

「幼児の教育」復刻の第三期（第四十五卷——第五十二卷）が出版されることになった。今回の復刻は、これで完了することになる。第三期分は、昭和二十一年から昭和二十八年までであって、丁度戦争直後の時期に相当する。

戦時中しばらく休刊となっていたこの雑誌は、昭和二十一年十月に復刊第一号が出された。私は兵隊から帰り、ガラス窓の破れた大学の教室で、軍隊の外套をかぶって講義をきいていたところである。食糧はなく、日本中貧乏だったけれども、戦争が終って、平和が来たのだという、心の底の明るさがあった。何もかも焦土となったところに、文化国家の再建、日本の復興という希望が、人々の心にあった。それから三十五年を経て、軍備拡張の記事が新聞に載らないことはなく、平和憲法の確信が揺らいでいる現在、戦後の日本の原点とも言えるこの時期の幼児教育誌が復刻されることは、特別な意

味があるように思う。

その復刊第一号（昭和二十一年）の記事に、当時愛育病院の院長であった小児科の斎藤文雄氏による次のような文章がある。「この頃の幼児の保健問題、考へてみれば誠にみぢめな状態で可哀想な子供達である。客観的に冷静に記事を扱ふのが科学者の責任であるが、あまりにみぢめで、堂々と世界に向つて発表する勇氣もないくらいである。……」このころに生きていた人は、この記事を見れば、すぐに思い出す光景がいくつもあるに違いない。現在とひき比べていろいろのことを考えてしまう。「東京は道路を除いて一面の蔬菜畑。匍ふ諸の蔓、竹柱に登る南瓜の蔓……自然の色の美しさは、敗戦国だつて変りはない。」同じく第一号の倉橋惣三の文章である。現在を見ると信じられないほどだが、今の日本の原点であることは疑いえない。原点は常に立ち返る所である。（津守 真）

幼児の教育

第八十巻 第十号

十月号 © 定価二七〇円

昭和五十六年九月二十五日 印刷

昭和五十六年十月一日 発行

112 東京都文京区大塚二ノ一ノ一

お茶の水女子大学附属幼稚園内

編集兼 発行人 津 守 真

112 東京都文京区大塚二ノ一ノ一

お茶の水女子大学附属幼稚園内

発行所 日本幼稚園協会

108 東京都港区三田五ノ二二ノ一

印刷所 図書印刷株式会社

101 東京都千代田区神田小川町三ノ一

発売所 株式会社 フレーベル館

振替口座東京九一一九六四〇番

◎本誌御購読についての御注文は発売所
所フレーベル館にお願いいたします

※万一製品不良品がございましたら、おとりかえいたします。

気になる子どもたち 幼児の精神衛生と保育

■平井信義著・B6判・252頁・定価1,000円・T250円



子どもに精神薄弱とか精神発達遅滞というレッテルを貼って日常保育から排除してほしくないだろうか。どうせ知恵があくれているのだからと、潜在している教育の可能性を見失ってはいいのだろうか。子どもの知能の状態を固定して考えてはいけない、子どもの中に秘められている能力を見つげるために、あらゆる努力をするのが教育であり、保育である。障害を正しく理解し、子どもの精神と発達を深くきわめるための絶好の入門書です。

幼児の教育相談

■平井信義著・B6判・218頁・定価1,000円・T250円

本書は、世のお田さんが思い悩んで寄せられた子どもについてのさまざまな疑問と、それに対する回答を紹介しています。お田さんが対象になっていますが、質問と答えの一つひとつが、日の子どもに接している保育者にとってもたいへん教えられる内容です。①幼児の性格の身体の発育②しつけ③環境などと分かれていますが、保育者として心得ていただければ父方から質問されてもまごつかずに応対できなくてよい。



フレーベルに還れ

長田新著 A5判・190頁・定価1,000円・〒250円

保育に生かそうフレーベル教育学の精神を！

復刊

本書は昭和30年に初版発行以来、しばらく絶版となつていたものを、フレーベル生誕200年に当たり装幀、組み方等を改め復刊したものです。

全国学校図書館協議会選定図書



フレーベルの教育目標は、知識の詰め込みではなく、技術を与えることでもない。子どもが内にもつている、何かを作りだそう、表現しようとする、その力を大切にはぐくむことに力点がおかれています。商業主義と結びついた英才教育や、小学校教育を先どりした準備教育が幅をきかせている今日の幼児教育界に、警鐘をならしているかののごとくきかれるのではないのでしょうか。幼児教育の父フレーベルの教育学のエッセンスがあますところなく解説されています。

くわしくはフレーベル館代理店・特約店・支社・支店・営業所または本社営業課(03)292-7781(代)にお問い合わせください。

フレーベル館